

国家権力犯罪に

「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」

“時効”はない

国家権力犯罪犠牲者を追悼し、
二度と引き起こさせない決意を込めて。

目次

表紙デザイン・杉全 泰

巻頭メッセージ

荻野富士夫（小樽商科大学名誉教授）

植村 隆（『週刊金曜日』発行人・韓国カトリック大学客員教授）

はじめに 4

1、国家権力犯罪を糺し、新たな運動を巻き起こす一助に 6

2、北大「スパイ冤罪事件」の被害者 9

3、国家に捏造された罪と罰 11

4、冤罪の加害者は国家権力 14

5、フォスコ・マライーニの果たした役割 17

6、北海道大学の戦前と戦後 19

7、正確に伝えたい事項 21

8、記憶し、記録し、伝えるべき『冤罪の惨跡』 22

9、「戦争への道」を許してはならない 39

10、国家権力犯罪に『時効』はない 54

あとがき 64

参考文献 66

悪法の「いわれいんねんの、いちぶしじゅう」を源に遡って知り抜き考え抜くことが
今求められる

萩野富士夫（小樽商科大学名誉教授）

戦前の国家権力犯罪の国家権力犯罪たる所以は、社会を変革する社会運動・意識をほぼ完全に封じ込め、戦争遂行の障害とみなした言動・信仰をえぐりだし、人々の平穏な生活を破壊しつくしたことにある。

それは治安維持法や軍機保護法などの法律を武器として、警察の検挙取調から検察による起訴をへて、天皇の名による裁判によって断罪されていた。この悪法による支配は、日本国内だけでなく、植民地、かいらい国家、軍事占領地域にもおよんだ。

敗戦、そして占領によってこの国家犯罪はようやく停止され、一部の責任追及はなされたものの、多くは曖昧なままにされた結果、国家権力犯罪をかたちづくっていた治安法令・治安機構・治安理念は「民主化」された戦後に継承された。

その兆候をいち早く感じとった弁護士能勢克男は、自らの戦時中の治安維持法体験（一九三八年に週刊『土曜日』の発行責任者として検挙、懲役二年・執行猶予二年の刑を科された）と重ねて、著書『人民の法律 現代史のながれの中で』（一九四八年）において、次のように記している。

治安維持法のごとき法律を、いったい、どういつて合理化する

ことができるのだろう。私たちはぜったいに、ていさいのいいことに、だまされるわけにいかない。……そういう法律の多くは（この前で新聞紙条例・治安警察法・国防保安法に言及——引用者注）、いま、すでに、すがたを消した。けれども、そういう法律が、どうして、どんなにして、つくられたか。どんなに法律としての力をふるって、人民を苦しめたか。——そのいわれいんねんの、いちぶしじゅうを、みなもとにさかのぼって、私たち人民が知りぬき、考えぬいていないことは、危陰きわまることだ。もう一度、そういうことが何かにまぎれて、おこつて来ないとは、だれもいえない。いや、そういうことは、何度でも、まきかえし、くりかえし、おこつて来る。

この予測の通り、占領下の団体等規正令や占領目的阻害行為処罰令を継承する破壊活動防止法が、「治安維持法の再来」として講和発効後の一九五二年七月に成立していく。また、レッド・パージが猛威をふるいはじめる。その後、思想検察の最も中枢にいた人物池田克が、公職追放解除後、最高裁判所裁判官となっていく。こうして戦後治安体制が確立された。

これらを招いた一因は、治安維持法や軍機保護法の「そのいわれいんねんの、いちぶしじゅうを、みなもとにさかのぼって、私たち人民が知りぬき、考えぬいていない」ことに求められるのではないか。大変に遅ればせではあるが、それらが悪法であった「いわれいんねんの、いちぶしじゅうを、みなもとにさかのぼって」知りぬき、考えぬいていくことが今こそ求められている。

宮澤・レーン事件を深く知り、語り継いでいこう

「繰り返してはならない過去」に真摯に向き合おう

植村 隆

（『週刊金曜日』発行人
韓国カトリック大学客員教授）

朝日新聞記者だった2009年、私は北海道報道部へ転動した。海外特派員を歴任し、東京本社外報部勤務だったが、坂本龍馬の子孫たちが北海道へ渡った話を取材したいと思い、転勤の希望を出していたのだ。

龍馬に子供はいなかったが、甥の自由民権家・坂本直寛が一家を引き連れて、北海道へ移住した。子孫たちの人生を『北の龍馬たち』というタイトルで60回、連載した。その中で、直寛の孫の山岳画家・坂本直行のことを書いた。その物語に、北大生予科生・宮澤弘幸が出てくる。

1940年1月、日高山脈ペテガリ岳の厳冬期初登頂を目指した北大山岳部のパーティが雪崩に遭い、8人が死亡した。イタリヤ人で北大留学生のフォスコ・マライーニはパーティに合流する予定だったが、娘の発熱で遅れて出発し合流できなかった。登山家でもあったマライーニは遭難に心を痛め、重いテントを持参しなくても雪のブロックでつくれるイグルーの公開実験を手稲山で行い、成功した。それを1940年2月4日の北海タイムス（現・

北海道新聞）朝刊が伝えている。友人として実験に参加したのが、宮澤弘幸だった。

1943年1月、北大山岳部は再びペテガリ岳に挑戦。登頂メンバーは、マライーニ式のイグルーをつくって、厳冬期初登頂に成功した。宮澤は山岳部ではなかったが、新たな登山技術に挑戦しようとする冒険好きの若者だったことがよく分かる。「冤罪」に巻き込まれなかったら、どんなに活動的で豊かな人生を送ったことだろうか。

宮澤の名誉回復を訴える「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」が結成された頃、何度か記事を書いた。しかし、「道はまだ半ばだ」ということを痛感する。

私は1991年8月に韓国の元日本軍慰安婦が証言をし始めたという記事を書いた。女性はその記事の3日後に「金学順（キム・ハクスン）」と実名を明らかにして、被害体験を告白した。それがきっかけで、慰安婦問題が戦時性暴力として国際的な問題になった。ところが、私の記事は2014年2月6日号の『週刊文春』で、「捏造」だと攻撃された。西岡力氏や櫻井よしこ氏が私の記事を繰り返し「捏造」と非難し、私は激しい「植村捏造バッシング」に巻き込まれた。大学教授に転職する予定だったが、「捏造記者」を教授にするなど訴える電話やメールでの抗議が相次ぎ、転職はだめになった。

宮澤とは時代も立場も違うが、私もまた「冤罪」に巻き込まれた形だ。以来、私はこの「捏造バッシング」と、言論や法廷で闘い続けている。

はじめに



上の写真は、ビデオ『レーン・宮澤事件—もうひとつの12月8日』のラストシーンからの一部である。上段は、1994年（昭和18）10月21日に、雨の神宮外苑競技場で行われた出陣学徒壮行大会で、学生服姿で銃を肩に行進する学生たちの足元をとらえ、下段は、50年後の1993年10月、防衛大学学生の分列行進での表情をとらえた。

キーワードは、

「大きな曲り角に立っている」——。

あつという間の26年、いま、日本は既に曲がり角を越え、戦争への道に踏み出しているのではないか。

こう思いを正した時、じっとしているわけにはいかない。

では、何を、どうすればよいのか。

本会は2018年1月、『国家権力犯罪を糺す 宮澤・レーン・スパイ冤罪事件 総資料総目録』を刊行した。その冒頭には「国家権力犯罪を糺し、新たな運動を巻き起こす一助に」と記している。

いま、「新たな運動」が問われている。たしかに運動は起こっている。だが広がらない。そこには運動に加わらない、いや無視、無関心と思える巨大な層が浮遊している。さらには、もっと困った層が浮上している。先の大戦で骨の髄から思い知った平和の尊さを基盤に築き上げた価値観、行動規範を根底から否定し、はなから敵対してかかる、もっと乱暴で危険な層だ。

分断、二極化を煽る危険で無責任なキーワードが横行している。

だからこそ愚直を思い返したい。いまこそ愚直から始めたい。

国家権力犯罪に「時効」はない。この決意を新たに、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」とは何だったのか、そこに顕れた国家のありようを、徹底追及し共有していかなければならない。真相を阻む闇を糾し、共有の輪を一輪でも二輪でも広める中で分断・二極化をはかる壁を崩し、その結集力をもって国家権力そのもののありようを根源から正し、二度と国家権力犯罪を起こさせないよう、国家としての謝罪と賠償を厳に求める。この展望のもと、その一歩たる本冊子を取りまとめた。

『宮澤・レーン・スパイ冤罪事件 総資料総目録』は、本会ホームページで全文を公開しているほか、国会図書館で閲覧できます

<http://miyazawa-lane.com/>

1、国家権力犯罪を糺し、新たな運動を巻き起こす一助に

〔宮澤・レーン・スパイ冤罪事件 総資料総目録〕から抄録・再編〕

本会は、憲法を戦争容認にすりかえる策動を許さない。

本会が告発する「スパイ冤罪事件」は、太平洋戦争の勃発と同時に、軍および軍国主義者に牛耳られた国家権力によって仕組まれた国家権力犯罪だった。

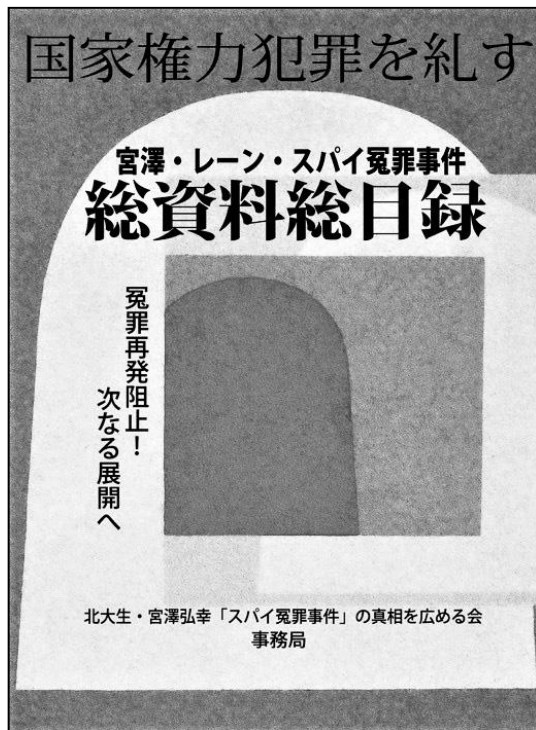
それゆえ当時も、軍権力が排除された戦後にまでも国家によって隠蔽され、歴史としてさえ抹殺される瀬戸際に瀕していた。

冤罪の根源は「軍機保護法」

瀬戸際から立ったのが、1980年代に起きた「国家秘密法」阻止の運動だった。この中で戦争を憎む一人の弁護士が隠蔽の壁を破り、これに触発された冤罪の遺族が声をあげ、共感の輪が広がって真相の究明に努め、関心を高くした。本件冤罪の根源は戦争法の一翼だった「軍機保護法」（敗戦後廃止）にあり、「国家秘密法」浮上はその再来だった。

したがって本件冤罪の告発運動は、そのまま「スパイ防止法」阻止の運動と連動し、列島各地各層の戦争反対勢力を掘り起こした。運動は運動を呼んで連帯した力は国会を取り囲み、審議に持ち込まれていた「国家秘密法」を廃案に追い込み、再上程を阻止するに至った。策謀・策動の真相を衝き、熱い思いを結集すれば大きな力となることを立証したと言つてよい。

宮澤・レーン・スパイ冤罪事件が明らかにしたのは、国家権力による冤罪の狡猾さ、あくなき弾圧の残酷さ、そしてそれを徹底して隠蔽する悪辣さだった。国家は強引、野放図に犯し、そのうえ無かったことにする。これら一連の国家犯罪を告発する「治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟」は、治安維持法体制下で弾圧された全ての人たちを視野に徹底調査を進めているが、権力によつ



て破棄・隠蔽された真実を掘り起こしていくのは容易ではない。

「責任者を特定、糾弾し国家賠償を」

それだけに、隠蔽を乗り越えて発掘された記録は重要な証拠となる。犠牲者一人ひとりの血肉であり、残酷無残極まりない真相の一端をみせつけてくれる。

また、これらの証拠は、国家権力による犯罪を徹底して暴き出し、責任者を特定して糾弾し、国家賠償をさせることがいよいよ必要であると、訴えている。

この視点に立ったとき、本会もお一層、自らの課題に向けて思いを新たにせざるをえない。

「なぜ、宮澤弘幸とレーン夫妻だったのか」

「なぜ、かくも重刑だったのか」

「その畏をはめたのは誰なのか」

——である。

これは本会の発足1カ月後、最初に発刊した冊子『スパイ冤罪 宮澤・レーン事件 真相を知ってほしい』の後書きで提起した一節でもあり、その再掲となる。

いま積年を経て、なお得心のいく答えを見出し得ていない。もとより積年の間には新たな事実、新たな証言にも接し、それらによつて仮説をたて、推論を試みてはいるが、である。

伝えるに正確でなければならない

同時に、伝えるに正確でなければならない。正確に伝わって当

然のことながら、なかなかそうなつてはくれない。

たとえばマスコミの多くはいまも本件冤罪の発端である12月8日の一斉検挙を「逮捕」と伝えている。「検挙」と「逮捕」は単に用語の違いに止まらず、事件を捉える本質に関わっている。

本会が運動に連なつて5年。真相を究め、広めるに当り、その一端を担っていると自覚するが、大切な部分での誤用、誤解、半解が正し切れていないと痛感している。これも、この時期に『総資料総目録』をまとめるに至つた動機の一つであり、「正確に伝えたい」を本篇の最初に位置づけた所以である。

もう一つ、危険な誘いに、英雄化志向がある。事を広く強く伝えるにあたり、当事者の人物像を重ね合わせるようになるが、ややもすると美化し、かえつて事を歪め当事者を貶める。

本件でも、拷問による自白強要が焦点となる中で、それが起きた。戦後になつて、宮澤弘幸の弁護人だった一人が、「(このまま拷問が続けば殺されるので)形だけ容疑の概略を認め、公判で明らかにすればよいと勧めた……」との趣旨で述懐したのが孫引きされ、さらに野放図に拡大し、「宮澤弘幸は頑として自白を拒否した。この生命を賭して闘った尊い生涯こそ受け継がなければならない」となつて伝説化し、さらには自白拒否の姿勢が「天皇の忠良なる臣民であることを拒否する存在だ」と祀り上げられ、反天皇制の偶像に仕立て上げる論考までが現れるに至つた。

実際には、署名・指印付の自白調書が検察側証拠として法廷に出されている。ただし、弁護側はこれを「拷問による自供だ」として法廷で否定しており、その経緯が弁護側の上告趣意書の中に

記されている。(当時の司法環境では上告趣意書といえども拷問の事実を赤裸に記載することができず、極めて婉曲な表現になっているが、事実はしっかり読み解ける文脈になっている)

拷問への対応、拷問による自白の有無は、真相を解明する上で重要な事実となるが、同時に、次元の異なる規範と絡めてはならない。拷問に耐え、拒否を貫くを以って是とし称賛すれば、屈して応ずるを以て非とし蔑むこととなり、ひいては同じ状況に嵌められる人に非情の苦痛と、死さえ強いことになる。

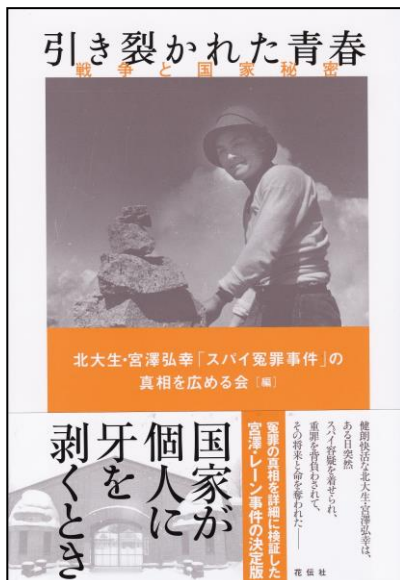
肝心なのは、拷問に走る国家権力のありようであり、権力の意思として拷問を決定し、実行する仕組みを解明し、糾弾し、再発を不可能にする仕組みを保障することだと考える。

愚直に我慢強く声を上げ行動を重ね続ける

翻って、特定秘密保護法―安保法制―共謀罪法と角を曲がり続ける安倍政権との対峙において、闘いの質量を省み、果たして忤怩はなかったか。あの1980年代に比べても、迫るほどの闘いを組織し得なかったのはなぜなのか。

自らに返ってくる、この問いに正面から向き合い、改めて愚直に一步を踏み出すことが大事と考える。浮遊する無関心層と、戦後築いた平和の歴史を否定する分断層を、いかにして真つ当な議論の出来る場に引き戻すか、これも大事な課題となる。

(詳しくは本会編著・花伝社刊『引き裂かれた青春』)



2014年9月5日・刊

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会・編

花伝社



2013年2月22日・刊

北大生・宮澤弘幸
「スパイ冤罪事件」の
真相を広める会・編

2、北大「スパイ冤罪事件」の被害者

ハロルド・メシー・レーン 52歳 米国（アメリカ合衆国）籍 元

北海道帝国大学予科英語教師（年齢、国籍、職業は判決記載による以下同）

1941年（昭和16）12月8日検挙、42年4月9日起訴、43年6月11日有罪確定（大審院）現・最高裁に相当、懲役15年。北海道内の刑務所に収監後、43年9月、相互の抑留者、帰国を希望する者らと交換する日米交換船で米国へ送還。

ポーリン・ローランド・システア・レーン 52歳 米国籍 元北海道帝国大学予科英語教師

1941年12月8日検挙、42年4月9日起訴、43年5月5日有罪確定（大審院）、懲役12年。北海道内の刑務所に収監後、43年9月、日米交換船で米国へ送還。

宮澤 弘幸 25歳 北海道帝国大学工学部学生

1941年12月8日検挙、42年4月9日起訴、43年5月27日有罪確定（大審院）、懲役15年。網走刑務所に収監、45年10月10日、連合国軍総司令部（GHQ）の覚書に基づき釈放。

渡邊 勝平 26歳 北海道帝国大学工学部助手

1941年12月8日検挙、42年4月9日起訴、同年12月19日有罪確定（札幌地裁）、懲役2年。

丸山 護 29歳 会社員

1941年12月27日検挙、42年4月10日起訴、同年12月16日

有罪判決（札幌地裁）、同確定で懲役2年。

黒岩喜久雄 25歳 無職（検挙直前、北海道帝国大学農学部を戦時繰上げ措置で卒業）

1941年12月27日検挙、42年4月10日起訴、同年12月24日有罪判決（札幌地裁）、同確定で懲役2年、執行猶予5年。

石上 茂子 元レーン家女中（内務省『外事系警察概況』記載）
1941年12月8日検挙、1000日を超える勾留取り調べ後、42年3月10日「嫌疑なし」で釈放。

●レーン夫妻、宮澤弘幸の来歴

◇ハロルド・メシー・レーン

1892年（明治25）10月7日、米国中央部アイオワ州タマで生まれる。敬虔なクエーカー教徒として同教団建学のカレッジで学び、卒業論文は「チャールズ・ディケンズと社会悪の改革」

◆1917年（大正6）4月、米国の第一次世界大戦（1914年開戦）参戦に際し、良心に基づく兵役拒否の制度を行使して徴兵を忌避し、教会後援の社会奉仕に従事。戦後、フランスの復興に関わり、その後、銀行員を経て、日本政府による大学教員公募を知つて来日。◆21年（大正10）8月20日、北海道帝国大学予科の英語教師として着任。この間、下宿したローランド家でポーリンと出会い、やがて結婚。長男夭折、後6人の娘の父となる。

◆41年（昭和16）12月8日、日米開戦。同時に、全国一斉検挙で拘束され、43年（昭和18）6月11日、大審院で有罪確定（懲役15年）。服役するも、43年9月、日米交換船で米国に送還。◆51年（昭和26）4月、北大有志の再招聘運動に応じて北大英語教師に復職。◆63年（昭和38）8月7日、医療事故により死去。札幌・円山墓地に眠る。

◇ポーリン・ローランド・システア・レーン

1892年（明治25）12月7日、京都市生まれ。父は宣教師。4歳から札幌で育ち、のち米国のカレッジで学び、この間、結婚して一女が生まれるが、夫は第一次世界大戦で戦死（病死との説もあるが出所不明で確証はない）。

◆1922年（大正11）5月、ハロルドと結婚。以後ハロルドの来歴と重なるが、日本語は母国語にまさる堪能で子供たちも日本語で育てた。北大のほか北海道学芸大学（現・北海道教育大学）や旧制中学などで英語を教え、多くの教え子に慕われた。

◆66年（昭和41）7月16日、死去。円山墓地で眠る。

◇宮澤弘幸

1919年（大正8）8月8日、東京・豊多摩郡代々幡（現・代々木あたり）生まれ。父・雄也（大手電線会社の幹部技師）母・とくの二男。山谷小学校、東京府立六中（現・新宿高校）を卒業。第一高等学校を目指しも受験に失敗し、目を北海道に向ける。

◆1937年（昭和12）4月、北海道帝国大学予科入学。文武

両道に励み、戦時下ながら青春を謳歌。「蟬山正道を囲む会」などに参加。「文武会」（全学学友会）理事。◆古典研究会、哲学研究会を組織。レーン夫妻、ドイツ語教師・ヘッカーら外国人教師のもとにも積極的に通い、年上の交換留学生・フォスコ・マライーニとも出会い、大きく目を広げるに食欲だった。

◆39年（昭和14）6月、「心の会」ソシエテ・ドウ・クール」発足に参画。7月、樺太（現サハリン）で労働実習（海軍工事）。◆40年（昭和15）4月、北大工学部電気工学科進学。国策会社・南満州鉄道募集の論文に応募し「大陸一貫鉄道論」で入選。7月、マライーニと北海道中央部を自転車旅行。

◆41年（昭和16）4月、遠縁の高橋あや子と親しくなり、前後して海軍委託学生試験に合格し月45円の手当を支給される。5月、千葉県習志野の陸軍戦車学校で機械化訓練講習会に参加するなど、年来の軍国少年としての行動力も活発だった。◆41年12月7日、急病で入院中の高橋あや子を北大附属病院に見舞う。◆翌8日、日米開戦。全国一斉検挙でレーン夫妻らと共に軍機保護法違反容疑で拘束される。◆43年（昭和18）5月27日、大審院上告棄却され、懲役15年確定。網走刑務所に収監される。

◆45年（昭和20）10月10日、網走から移監された先の仙台刑務所から連合国軍総司令部（GHQ）の「政治的・市民的及び宗教的自由制限の除去に関する覚書」によって釈放。◆47年（昭和22）2月22日、獄中の衰弱に加え結核に罹患して死去。獄を出てわずか1年5カ月の、事実上の獄死だった。無限の夢を開きながら、27歳6カ月の生涯となった。東京新宿・常圓寺に眠る。

3、国家に捏造された罪と罰

●軍機保護法の定義と鹵止め

軍機保護法は、もともと1899年（明治32）制定の軍内部の規律に重きをおく概括的な法だったが、日本軍による中国大陸侵略攻さ中の37年（昭和12）8月の抜本改正で厳罰化、適用範囲を民間に一段と広げ、国民弾圧に及ぶ実質・新法に改悪された。実際、当時の軍、議会関係者は新法と呼んでいた。

しかし、その中でも議会審議（帝国議会）は可能な限り尽くされた。とくに貴族院での、学識経験者ら勅選議員による質疑は特筆されている。人権侵害を防止する視点からの審議が厳正に起こされ、軍・司法当局から引き出した答弁を基に、法規制の重要事項での鹵止め規範が合意され、定義化された。

以下、要点を抜粋・要約すると――

◇軍事秘密Ⅱ軍の統帥事項または統帥と密接な関係のある事項に関する高度の秘密で、尋常一様的手段では探知・収集できない秘密を指す。

◇探知（罪）Ⅱ右定義の軍事秘密と知った上で故意に不法不正な手段を以て探知・収集した故意犯を探知罪の対象とする。

◇漏泄（罪）Ⅱ軍事秘密を故意に探知・収集した者、あるいは偶然に知得した者が、これを他人、あるいは外国、あるいは外国

の為に行動する者に漏泄した場合、あるいは公にした場合は、漏泄罪の対象となる。

▼軍機保護法・付帯決議

議会審議では、最終段階で、右の合意事項（定義）の成文化が行われ、これを法案の付帯決議とすることで全員一致、この付帯決議が遵守されることを条件に、付議の軍機保護法改正案が原案通り可決成立した。

採決にあたっては、陸軍、海軍、司法の3大臣も議場に列席し、付帯決議の尊重を宣明している。

付帯決議

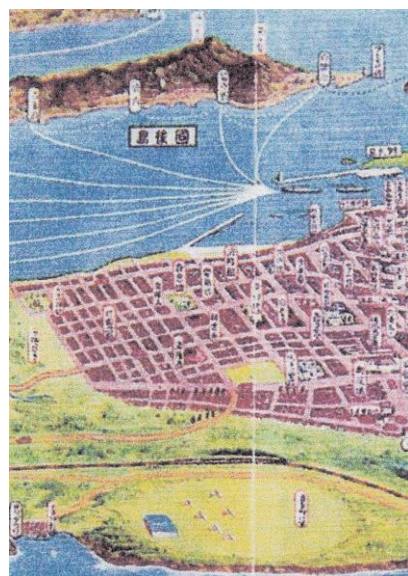
「本法に於て保護する軍事上の秘密とは不法の手段に依るに非ざれば之を探知収集することを得ざる高度の秘密なるを以て政府は本法の運用に当りては須く軍事上の秘密なることを知りて之を侵害する者のみに適用すべし」

*右付帯決議の核心は「不法の手段」。窃盗、強盗、器物損壊、不法侵入など、刑事罰を伴う手段を用いなければ探知・獲得できないように厳重保管された「秘密」だけが法で保護される秘密であり、そういう秘密を刑事罰を伴う手段で探知・獲得した場合にのみ探知罪で罰せられる。

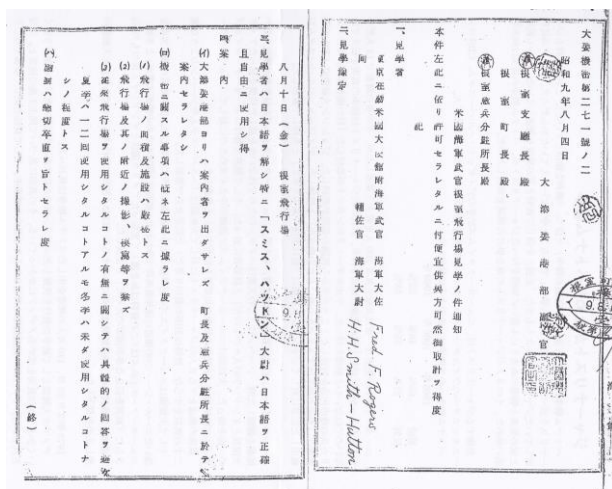
●宮澤弘幸が「スパイ」とされた行動

宮澤弘幸が確定判決で有罪（スパイ行為）と断じられた行動のうち、主な行動を列挙すると以下になる。

- ① 北大学生課あつせんの夏季労働実習で行った旧樺太（現サハリン）大泊町での海軍工事現場で聴取・目撃したこと。（これは文部省主導の「学生労働奉仕隊」の一環であり、北大版）
 - ② 旧上敷香（現ポロナイスク）の海軍飛行場の工事現場で聴取したこと。（前項の実習終了後に、先住少数民族の国策定住集落などを見学した途次での見聞）
 - ③ 灯台船に便乗・巡航した旧樺太・千島列島で聴取・目撃したと。（実際の嫌疑は、巡航からの帰路、列車の中で乗客から根室の海軍飛行場の様子を聞いたこと。便乗は、父の知人の札幌通信局長の口利きによるもので北大からの推薦も得た）
 - ④ 海軍軍事思想普及講習会（樺太）に参加した折に聴講・知得したこと。（夏季労働実習の時、講習会の開催を知り、国を思う気持ちから応募した）
 - ⑤ 陸軍の機械化訓練講習会（千葉）に参加した折に聴講・知得したこと。（陸軍が催し、同じ気持ちから参加した）
 - ⑥ 旧満支方面を旅行した折に目撃知得したこと。（南満州鉄道が公募した学生論文に入選した褒賞として参加した）
- （大審院判決の原本は最高裁に現存。写し全文、および札幌地裁判決の全文は『引き裂かれた青春』巻末に収録）



◇根室海軍飛行場が機密ではなかった証拠 その①



◇根室海軍飛行場が機密ではなかった証拠 その②

1934年(昭和9)8月4日、海軍大湊要港部は、米国海軍武官に根室飛行場の見学を許可していた。

1933年(昭和8)発行の「根室要覧」に描かれている海軍飛行場。飛行場の北側に沿って鉄道線路が描かれている。

●捏造された罪と罰と矛盾

◇宮澤・探知罪Ⅱ先の項で、宮澤弘幸が確定判決でスパイとされた行為の主要6例を例示したが、このいずれもが、（判決文の表記においても）聴取、目撃、知得、聴講によって取得したものと明記されており、刑法の罰則を伴う不法不正な手段によって取得したものではない。判決理由にも、不法侵入、窃盗、強奪、略取などの記載は全くない。したがって改正軍機保護法・付帯決議に照らして、探知罪に問える違法行為ではなく、法で保護される秘密でもないことが、判決文によって明白になる。

したがって、特高による取調べから確定判決に至るまで、探知ではない目撃、知得を「探知」だとすり替え、秘密ではない事柄を秘密だと捏造したことが明らかにになる。

◇レーン夫妻・探知罪Ⅱ夫妻の確定判決に於いて、夫妻が独自に探知・取得した事例は一例もない。全て、宮澤らから聞いた事柄であり、しかも不正不法な手段を用いて聞き出した事柄は一例もない。これも確定判決で明らかであり、よって探知ではない行為を「探知」だとすり替え、捏造したことが明らかにになる。

◇漏泄罪Ⅱ宮澤判決では、取得した軍事秘密を全てレーン夫妻に漏泄したとなっている。したがって、この時点で夫妻は本件全ての軍事秘密を手でできていたことになり、こと改めて宮澤から探知する必要は全くない。にもかかわらず夫妻の確定判決では、宮澤から探知したとなっており、宮澤の漏泄と矛盾する。これが両者の関係であり、どちらかが捏造ということになる。

●捏造された軍事秘密

◇軍事秘密Ⅱ宮澤弘幸とレーン夫妻が探知・漏泄罪に問われた行為の対象である「軍事秘密」は、先に例示した6例でみても、全て事実上公開の存在だった。せいぜい工事用の仮塀で囲われた程度の防衛であり、講習会に至っては公募によって積極的に広めたものだった。（厳重に防衛された秘密ではない）

中でも、根室海軍飛行場は、公共空間に広がる公然の大施設であり、敵国となる米国の武官にまで見学を許可していた。宮澤弘幸はこの域内に一步も入っていない。だが、外縁に沿って走る列車の窓越しに、見るともなく眺めていたに違いない。

しかも、確定判決の上で、6例の全てが不正不法の手段によって取得されたものではないことが明らかなのだから、改正法・付帯決議に照らすまでもなく、軍機保護法によって保護される「不法の手段に依るに非ざれば之を探知収集することを得ざる高度の秘密」ではなかったことになる。

◇敵国漏泄Ⅱ国防を危うくするスパイ行為は、高度の秘密が敵国に漏泄されて究極の犯罪となる。ところが確定判決によると、レーン夫妻から米国大使館に漏泄されるまでに半年から一年、二年を要している。中には「大使館に」通報されるだろうと予想しながら（第三者に）申し告げた」という杜撰な漏泄さえある。

もちろん、この判決自体をレーン夫妻は否認しているが、秘密の質において、全く急を要しない「この程度のどうでもよい軽い秘密」だったと判決自体が認識していたことになる。

4、冤罪の加害者は国家権力

本件冤罪の加害者は、国家治安の総元締・旧内務省に集約される国家権力そのものだった。その全貌と、冤罪に嵌めた経緯は、敗戦と同時に同じ権力によって破棄・焼却されているが、それは確定判決などの痕跡を丹念に浚い、暗幕に光を当てれば見えてくる。

●治安権力の戦時暴走化

内務省Ⅱ1874年開庁。警察機構と地方機関（都道府県）の掌握を軸に、運輸、建設、殖産、民生にわたる広範な国家権力を統括した。中でも、全国の特高警察（特別高等警察）組織を統括する警保局が治安権力を揮った。

特高警察Ⅱ組織上は都道府県警察部（現・都道府県警察本部）及び各警察署に所属したが、実際には内務省（警保局）直轄の強力な中央集権体制に組み込まれ、個別事案には署長といえども関与がたい、警察部内にあっても異質な存在だった。

裁判所Ⅱ組織上は戦時司法界にあっても独立の存在だったが、問答無用の横行する戦時体制下では、軍機保護法、国防保安法、戦時刑事特別法、戦時特別措置等によって、治安被告の権利が大幅に奪われ、裁判所も事実上弾圧権力に組み込まれていた。

●軍部隷従・国民弾圧の背景

◆1930年代に入り、「国益」「生命線（満蒙生命線）」という

言葉が権力、及び御用知識人によって多用され、国民意識を軍部隷従・戦意高揚に誘導した。

◆1936年ロンドン軍縮会議から脱退し、無制限軍拡へと走り出す。2・26事件を経て、軍・国家権力にとって不快な言動を全て反軍・反国家思潮と決めつけ国賊化へ誘導した。

◆1937年、遂に日中戦争に引き込み、軍機保護法を全面改定して対象を一般国民に拡大・重罰化。さらに国家総動員法（38年）、国防保安法（41年）など戦時新法の量産と共に治安維持法を全面改悪して無差別かつ治安権力の恣意のままに検束を可能にした。

◆1941年、御前会議で帝国国策遂行要領（対米英開戦準備）を策定、同時に内務省指令で全国特高が「外諜」（スパイ）名目で拘束すべき不穩人物（生贄）のリストを作成、一斉検挙に備えた。

●暗黒裁判で懲役15年が確定Ⅱ収監

1942年12月16日、札幌地裁（公判は非公開）は宮澤弘幸に懲役15年の判決。被告側が控訴するも、戦時法によって高裁をとばし、いきなり大審院での審理になる。

弁護団は「罪トナラザル事実ヲ有罪ニ断シタル違法」「事実誤認シ法ノ適用ヲ誤リタル違法」「証拠ニヨラズシテ断罪シタル違法」など8項目の「上告趣意書」を提出し、精緻な論証を準備した。

しかし大審院は、門前払いを誘導する戦時法を後ろ盾に、公判を

回避し、事実調べをすることもなく「原判決ハ認定事実ト擬律トニ齟齬アル所ヲ見ザルノミナラス所論ノ違法一トシテ存スルコトナク論旨総テ理由ナシ」と紋切り文句で棄却した。宮澤以外の被告も大同小異の経過で全て有罪確定の断となった。

●なぜ、有罪・重刑に？

◆宮澤弘幸は好奇心旺盛で旅好きだった。当時、北に国境を接する北海道はいたるところに軍の施設があった。この相互に無関係な要素が、狡猾な特高につけ狙われたこと、十分ありうる。

◆宮澤弘幸は、思想信条において、当時普通の軍国少年で、内務省好みだった。国益に対応した大陸一貫鉄道の建設を渴望する論文を書き、軍事教練に勤しみ、軍の特別講習に進んで参加し、海軍委託学生に志願し合格している。

◆その宮澤弘幸にスパイの断が下ったのだから傲然と否定し、反発した。だが、その傲然さが、高飛車な特高には国家への反逆と映った。天皇の特高警官に逆らうことは、天皇に逆らうことだと。これで反国家の若造と烙印された。これもありうる。

◆宮澤弘幸は、特高の拷問によつて一度は虚偽の自由に追い込まれたが、起訴後は一貫して捏造された自白・容疑を否定した。この頑強者を戦時の銃後に出しては不穩かつ悪弊となりかねず、長期、刑務所に閉じ込めるに限ると思わせた。これも十分にありうる。

●権力が罪を捏造した狙い

検挙された被疑者のうち何人が有罪になったか。これを有罪率と

いうが、12・8一斉検挙をはじめ一連の戦時検挙の有罪率は、おそらく3割にも満たない。これは何を意味するのだろうか。ここでの被疑者とは、冤罪の被害者、である。

◆「1937年から3年間、軍機保護法で検挙された人数は377名であったが、起訴され有罪となったのは14名、3・7%に過ぎなかった」「特に1939年は検挙289名と過去最多であったのに対し有罪4名だけだった」（防衛省・防衛研究所紀要）

◆「軍機保護法にかかる昭和14年までの裁判所受理件数159件のうち起訴は31件で19%」（判事・伊達秋雄の調査）

◆「12・8一斉検挙126人のうち有罪判決は42年末で罰金14人を含め37人、29・3%」（内務省「外事警察概況」から積算）

Ⅱ以上の事実は、検挙自体が目的で、容疑の存在、解明、証明は二の次、三の次だった実態を露わにしており、現に内務省の内部文書「外事警察概況」は、3割弱の有罪をもつて「米英系外諜組織は一応壊滅」と自賛し、内務省幹部の中には「査察内偵宜しきを得れば、取締目的の十中八九は之を果たし得たとと言っても過言でない」との言さえある。恣意による検挙で、狙った当人を痛めつけ、それによつて「スパイ憎し国家大事」の印象を世に浸透させるのが目的だったといつて、間違つてはいない。

半面、大量検挙の正当性を見せかける必要もあり、見せしめに適した事案では、捏造も厭わず絶対有罪の重罪を仕立てた。戦時を盾に何でもできると、高をくくつたのである。

（『外事警察概況』は、復刻合本が龍溪書舎から刊。国会図書館で閲覧できる）

●「スパイの家族」の苦しみ

母・とくさん 検挙の直後、札幌に飛んで、当時の今・北大総長の自宅を訪ね一縷の相談に及んだが冷たく返された。以来、息子の状態を知らないようにと「大日本婦人会」の活動などに勤しんだ。だが、それでも「スパイの家族」、「国賊の家族」の陰口が流れ、逃げるように転居を繰り返したという。

弟・晃さん 1943年10月21日、雨の神宮外苑競技場での出陣学徒壮行大会で、後輩学徒を代表して送辞を読むことになっていたが、直前になって「兄がスパイ」を理由に外された。

妹・美江子さん 「兄がスパイ」と知られると結婚話は破談に。それは戦後も続いた。しかし1950年、阿寒湖で出会った秋間浩さんはそれを承知で結婚し支えた。

婚約者・高橋あや子さん 宮澤弘幸が北大卒業後、技術将校として海軍に入隊したら結婚する約束を交わしていた。独身を貫き、2013年2月、89歳で死去した。



宮澤弘幸の眠る
宮澤家之墓
東京新宿区・常圓寺



高橋あや子さん
(ビデオ「レーン・宮澤事件—もう一つの12月8日」から)



右から、母・とく、弟・晃、弘幸、父・雄也、妹・美江子の家族(1938年1月撮影)。父は、ドイツへも企業留学した幹部技術者。母は実業家の娘。当時としては中流の家族。裕福ながらも質素に育てられた。

5、フォスコ・マライーニの果たした役割

フォスコ・マライーニは、1941年、12・8一斉検挙の前に札幌を離れ、京都帝国大学（京大）のイタリア語教師に赴任していた。したがって冤罪事件との直接の関りはないが、宮澤弘幸やレーン夫妻らと相互に深い影響を与え合っており、事件の真相解明に欠かせない存在となっている。

1912年（明治45）11月15日、イタリア・フィレンツェ生まれ。文化人類学者、登山家、写真家、文筆家、そして文化交流事業家として多彩な顔を持ち合わせているが、日本へは1938年（昭和13）12月、国際学友会（本部・東京）の日伊交換留学生として奨学金を得、妻子共々やってきた。

留学の目的はアイヌ民族研究にあり、本人の希望で、北大を留學先に選んだ。だが、当時の北大には適応する講座がなく、アイヌ民族の骨格研究で知られた同大医学部解剖学教室に無給助手の資格で席を得た。同時にレーン夫妻らの知遇を得て、心の会の一員ともなり、自由な視座と行動力で、奨学金満期の1941年（昭和16）4月まで、宮澤ら学生に鮮烈な影響を与えた。

とくに弱者、虐げられた人たちに心からの目が届き、半面、海外の新聞を取り寄せるなど国際情勢にも明るく、考え方を異にする人たちとも交流できる自由人。また、学生たちと年齢が近いこともあって兄貴格となり、自然体の言動自体が手本になった。

宮澤弘幸とは、登山、自転車旅行などで野外活動も共にし、い

つとき自宅に居候もさせている。宮澤が検挙された後も遠くから心の支援に篤かった。宮澤が釈放されたあと、自分の方から消息を求めて訪ね、旧交を温めたのはマライーニだけだった。

1943年（昭和18）9月、イタリアが連合国に降伏し、日独伊同盟から脱落してからは敵国人扱いとなり、名古屋の外国人收容所に送り込まれてからは辛酸を舐めたが、親日姿勢は変わらず、帰国後も訪日を重ね、『オレ ジャポネジ』（日本語訳『随筆日本—イタリア人の見た昭和の日本』松籟社刊）写真左下）を著している。その初版の序文で、宮澤弘幸について次のように書いている。

（宮澤弘幸は）盲目的なまでに残酷な日本の軍国主義の犠牲となつてしまった。わたしにとってヒロユキは、日本精神のもっとも高貴な、この地上で最も貴重な側面を表していた。



愛知県・廣済寺にある在日墓
(24頁参照)



●フォスコ・マライーニ「最後のことば」

フォスコ・マライーニは、2004年6月7日、フィレンツェで91歳の生涯を閉じた。6月10日、フィレンツェで行われた告別式に際して、フォスコは「親しき友人諸氏へ」と題した「最後のことば」を残した。国家権力の弾圧を経験した文化人類学者としての透徹した思想である。その一部を紹介しておきたい。

親しき友人諸氏へ

わたしは神の啓示 (Revelation) という問題を真剣に考えはじめました。そしてその後、「月から地球にメッセージを伝えるために来た月界人」ということを意味する “CITRUVI” という語を造語したのですが、このような立場、言い換えると真の意味で偏見から自由な精神の持ち主からみて、この「啓示」というものは、なにもイエルサレムにおいて発せられたかの有名な三つの啓示に限定されるものではないと考え始めたのでした。

わたしはこうした疑問を抱きつつ、それぞれに互いに距離を保った諸文明に向けての旅をし、それにじかに触れる経験を通じて、はつきりと次のように思うようになったのです。

つまり、ある特定の場所、特定の時点で、特定の人物に開示されるところの「局在する啓示 [Revelazione Puntuale]」というのではなく、「常在する啓示 [Revelazione Perenne]」というものが実はあるんだ。それは自然の中でも、日常の人間的世界のなかでも、もし聴こうとするものならいつでも何処でも、神秘的な語り

かけとして受け取られるものであり、じつはそういう宗教的場にわれわれはいる。なにも預言者から聴くのではなく、聴く、見る、読むだけでよい。すべては啓示として、そこに、いつも示されていると。

常在する啓示の中で、わたしは平和と安心とを見いだしてきました。きわめておおくの理由から、わたしは「局在する啓示」よりも「常在する啓示」の方がはるかに優れていると思えたということを行います。

この常在する啓示のもとでは、まさにある啓示を信ずるがゆえに、他の啓示の信者を物理的に抹消することに向かう、あのファンタメンタリスト的崩壊現象は回避されるはずです。あの恐ろしい出来事はすでに、過去においていくどもおこったことです。十字軍を、アメリカ大陸征服時のあの悲劇を、ヨーロッパを初め各大陸で繰り広げられた宗教戦争を想起するだけでよいでしょう。

常在する啓示という考えのもとでこそ、宗教と科学、人間と自然とのあいだの対立は克服されるはずで、科学はそこでは常在する啓示の探求になり、隠された神との協力のもとで、宗教的営為と一体化するはずで、

常在する啓示こそが、遠き孤島で自足しつつ謙虚に住む人から、高度なる文明中心で最高の知性の高みに達した人にいたるまで、すべての生きとし生ける人類のすべてが、ひとつになることを保証してくれるのです。

〔京都大学学士山岳会 ニュースレター No. 32 september 2004〕から。全文は同会HP <http://www.aack.or.jp/>

6、北海道大学の戦前と戦後

北海道帝国大学（北大）は、自らの学生と教師が冤罪に巻き込まれたのだから本来、被害者の立場にある。したがって加害者・国家権力に対しては共闘の関係にあるのだが、そうはなっていない。事件が起きて以来、北大は無言と回避に終始、それでいて密かに治安権力に迎合し、これを隠蔽する対応を重ねてきた。

このため、本会の活動も当初は北大を主な交渉相手とした。結果として想外の成果を含め、幾つかの共通認識を持ち得たものの、核心に迫るにつれて溝が深まり、共闘への展開は見えてこない。ここにも国家権力による締め付けがあるからだと教えてくれる。

対北大を忽せにできない理由はもう一つある。それは、大学の自治、学問の自由、そして北大にはクラーク精神があるからだ。折から昨今、巨大な無関心層と戦後史否定の分断層が蔓延っている。これには戦後平和教育の土壌衰退も原因しており、時代を変えるには地道な教育の積み重ねが必要だと教えてくれている。

●隠された「退学」処置の真相

本会が北大に求めたのは、①冤罪の事実を共有し②宮澤弘幸に課した不当な退学処置を撤回することで北大生としての名誉を回復し③これを以て宮澤弘幸に謝罪する（既に故人となっているので実際には遺族へ謝罪）——だった。

これに対し北大は、①については事実上同意し、②については関

係する一連の原資料・文書を事実上公開し、名誉回復につながる措置を開いたが、③については言を左右にして応じずにいる。

核心の退学処置については、当初、学籍簿に「家事上の都合」との記載があるのを根拠に、本人事由による退学だったと強調していたが、重ねての追及に、戦前から密封・放置されていた一連書類を発見し開けたと釈明、宮澤本人の自筆と思われる「退学願」をはじめ教授会議事録、人事指令書、さらには予想外の「復学願」など9種29点に及ぶ原物を提示してきた。

この結果、北大自身による分析で、昭和17年（1942）4月1日付の「退学願」を「4月30日から5月7日までの間」に学部当局が受理し、退学処置を執って教授会に報告した——との流れが明らかとなった。また、「復学願」（1945年12月8日付）も、退学願と同様の経過で、復学許可の処置がとられていた。

だが、実際の処置には闇がある。おそらく「退学願」は、起訴（4月9日）を前に、北大当局の意向を宮澤弘幸が何らかの事由で受入れ、検察あるいは警察の監視下で不本意ながら書かされた——との蓋然性が高い。それは「退学願」の日付よりも後の司法公文書である判決（札幌地裁及び大審院）には一貫して「被告 北海道帝国大学工学部学生」と明記されているからだ。

北大にとって、学内に「起訴された教官や学生」が存在することは何としても避けたい——との強迫観念から強引な学内処置がと

られたと推測される。実際、レーン夫妻に対しては、同様、起訴を前に、雇用契約を一方的に破棄し、文部省に報告している。

●事実上、名誉回復されたレーン夫妻

「レーン夫妻の来歴」にあるように、1950年秋、北大では有志教員の間から夫妻を再び招こうとの声が起こった。夫妻もそれを希望していたので実現し、51年再び赴任した。これによって夫妻の名誉も事実上回復されたが、この前後を通じ、夫妻、北大とも事件については何も語ることはなかった。

夫妻に学んだ元学生は、今も健在の人が少なくない。2018年の秋には、その一人が在学中に撮りためた写真を「北海道大学 夢風景」と題して刊行した。そこには戦後の1954年撮影の穏やかな表情のハロルド・レーンさんがいる。(35頁参照)

●戦後も無視され続けた宮澤弘幸

起訴を前に、学内処置で「退学願」を書いた宮澤弘幸は、それ以後、北大では居なかった者として、一貫無視された。

1965年刊の北大正史『創基八十年誌』、80・82年刊の『百年史』とも、レーン夫妻の日米交換船による米国送還には触れていないが、宮澤弘幸については何の記述もない。

89年9月に上田誠吉弁護士による『ある北大生の受難』が刊行された後、2001年刊の『北大の125年』で初めて冤罪の事実と宮澤弘幸の名が記されたがわずかに10数行のみだった。

2010年になってようやく、『北大大学文書館年報』第5号に

同文書館長による論考「冤罪事件調査報告」が掲載された。

●北大対応の中間到達点

北大との対応は、本会発足の2013年1月以来、断続して重ねられ、翌14年5月7日、この時点での集大成となる対面場が北大構内で持たれた。宮澤弘幸の実妹・秋間美江子さん同席で、北大から6項目にわたる表明があり、実質、合意事項となった。

① 「北海道大学宮澤記念賞」を創設する。(2015年、第一回として学生10人に授与)

② 本件は冤罪だった。歴史的出来事として風化させない。

③ 北大創基150年の正史でも同趣旨の見解を掲載する。

④ 北大総合博物館に本件事件のパネルを展示する。

⑤ 百年記念館でも宮澤弘幸に関する展示を行う。

⑥ 秋間美江子寄贈アルバムの常設展示コーナーを設ける。

だが、その後、学内事情に変化があったのか、本会からの呼びかけにも門戸を閉ざし、合意事項の履行も停滞している。

この他、本会が事務局となつて起こした「心の会の碑」(仮称)建立運動がある。1159人の賛同を得、北大構内の元・外国人教師官舎のあった林を建立地に想定して北大当局に協力を求めているが、2014年10月末に「応じられない」との回答があつてこれも停滞している。

(対北大関係では本会刊行物のほか、『北大大学文書館年報』第9号に事実経過、原文書、関連資料が収録されている)

7、正確に伝えたい事項

*原典は「総資料総目録」17ページ

●逮捕と検挙——本件は令状抜きの一斉検挙だった

「逮捕」の語は、当時の司法・治安当局（国家権力）自身が使っていない。全て検挙。逮捕状抜きの勾引（検挙）を可能にした元凶は1941年施行の国防保安法。同じ手口はナチスドイツでも使われ、ワイマール憲法を骨抜きにする糸口となった。

●12・8一斉検挙——臨場の真相究明で欠かせない視点

宮澤弘幸らの検挙は、12月8日との公記録（『外事警察概況』）があるだけで、場所、時間とも不明。伝聞は複数あるが、合理的に説明できる裏づけも状況証拠もない。蓋然性では、早朝それぞれ自宅で検挙、との推測に合理性があるが、ここでは思い込みを排し、視点を明確にした上での究明が大切になる。

●海軍根室飛行場——公然の存在が冤罪の立体証拠に

国家権力による冤罪を突き崩す一番の証拠となったが、その半面、一連の記録・記述には、伝聞や思い込み、記憶違いが少なくなく、これら事実誤認が確定判決にまで引用されている。究明にあたっては原資料を確かめ吟味して当る必要がある。

●拷問と良心——卑劣な本質踏まえ、惑わされない対応

拷問は密室の中で残酷に狡猾に行われ、証拠も消された。それ

だけに感情論の先走りした議論となりがちで、真相究明を妨げてさえいる。また、耐え抜いた被害者を英雄視することで被害も起こしている。刑務所での制裁、不当な制裁との混同もある。

●教師失職——戦争そのものが個人に強いる犠牲

レーン夫妻は、冤罪に嵌められ職も生活も奪われた、と流布しているが、正確ではない。正しくは、日米開戦によって雇用契約を一方的解約されたことによる。正式の身分は「傭外国人教師」。たまたま開戦も一斉検挙も同日だったが峻別が必要。

●北大の怪——宮澤「退学願」を欲したのは誰か？

「退学願」の顛末は既に触れたが、大学としての戦時対応を見極める核心といっている。表の書類が整っているだけに、裏にひしめく醜怪さが際立つ。宮澤弘幸の視点から見て、一番の心証は、宮澤に退学を願う動機が全くないことだ。

●日米交換船——引き延ばされたレーン夫妻強制送還

レーン夫妻の米国送還をめぐるのは、在米日本高官の救出のための交換要員だとか、相互スパイ交換だとか、流説、臆説が乱れた。戦時下での「敵国人」になったとはいえ、国家間の思惑で翻弄された犠牲者として正確に記録されるべきだ。

8、記憶し、記録し、伝えるべき「冤罪の惨跡」

「記憶されない歴史は繰り返される」——。韓国・ソウル特別市中区退溪路にある公園「記憶の場」に、韓国語・英語・日本語・中国語でこう刻まれた小さな碑がある。写真。この公園は、1910年に李完用・韓国内閣総理大臣と日本の寺内正毅・朝鮮統監が「日韓併合条約」を締結した統監府官邸があった場所だ。

戦争犯罪被害者で、平和人権活動を行う元日本軍「慰安婦」のおばあさんたちのメッセージを継承し、正しい歴史教育の場を作るため、韓国の市民や各市民団体、独立運動家の子孫、政界、文化界の人士らがこの場に碑を建てることを企画した。



「記憶の場」にある円形碑の上部に、「記憶されない歴史は繰り返される」の言葉が韓国語とその下に英語・日本語・中国語で刻まれている。

提供・益子美登里さん

2015年11月、ソウルの日本大使館前で開かれていた水曜デモの現場で「記憶の場」造成に際してこの碑を建設することを宣言し、募金を始めた。2016年6月に起工式を行い、2016年8月29日、開幕式とな

った。クラウドファンディングで資金を集め1万9745人の市民から募金が集まった。これにソウル市も協力してこの場が設けられた。

「日本軍慰安婦記憶の場造成推進委員会」は、「記憶されない歴史は繰り返される」と叫んだおばあさんたちを永遠に記憶し、真の正義と平和が浸透するような学びの場となることを期待すると明らかにした。

*

問題は過去を克服することではありません。さようなことができるわけはありません。後になって過去を変えたり、起こらなかったことにするわけにはまいりません。しかし過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目となります。非人間的な行為を心に刻もうとしない者は、またそうした危険に陥りやすいのです。

R・ヴァイツゼッカー「荒れ野の40年」。

1985年5月8日、ドイツ連邦議会演説から

国家権力は、弾圧の記録は決して残さない。

その結果、再び同じような弾圧を性懲りもなく繰り返す。

そんなことを許してはならない。

「冤罪の惨跡」を記憶し、記録し、忘れまい。

「冤罪忘れるな！」―場所・時・人

本会は永続可能な体制としての現事務局体制を敷くにあたって新たに「事務局たより」を発刊した。この創刊から連載しているのが「冤罪忘れるな！」で、以来毎号欠かさず続けている。

テーマは折々で脈略ないのだが、今回、既載をまとめるにあたって、おおざっぱながら、「場所に刻む」「時に刻む」「人に刻む」に振分けて再編、重複を省くなど若干の手も入れた。個々の末尾に掲載の年月日を付してある。

場所に刻む

【心の会・発祥の地】 札幌市北区北11条西3丁目1番

人が人を信じて集った

冤罪の被害者・宮澤弘幸の生涯で、発端は心の会だった。発足は1939年6月8日。太黒診療所の院長宅応接間で、院長夫人・マチルド、レーン夫妻、宮澤弘幸ら16人の教師と学生の心がつながって「心の会」となった。（写真Ⅱ前列右端が宮澤弘幸、その左がレーン夫妻、同中央は太黒マチルド）

発祥の地と北大キャンパスは歩5分ほどの距離。旧外国人教師官舎（現・環境科学院の北側雑木林）に面した北大構内道路・新

渡戸通りから公道・西5丁目通りを越え、斜め右手の北11条通りに入り、東へ最初の十字路。北東角の一面が現病院敷地Ⅱ写真（下）同病院ホームページによると、創立・太黒診療所は戦後、医療法人社団・太黒胃腸内科病院となり、2010年3月、旧診療所に隣接の現在地に新築移転した。（2016・9・16・第1号）



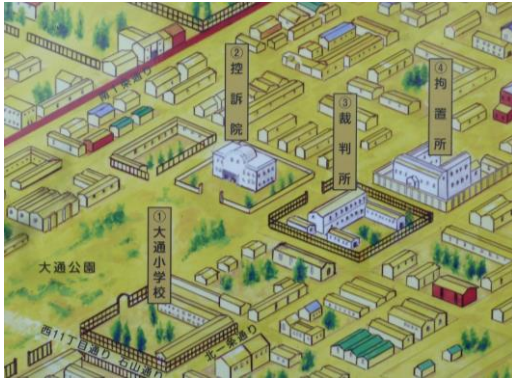
【札幌拘置所跡】 札幌市中央区大通西14丁目あたり

検挙自体が入牢の罰になる

一斉検挙で嵌められた宮澤弘幸とレーン夫妻らは、警察署の留置場をたらい回しされた後、札幌拘置所に拘禁された。逮捕状抜

きの検挙に始まり、大審院（現・最高裁）での公判抜き判決に至るまで拘禁は1年半前後の長期に及んでいる。レーン宅のお手伝いさん・石上茂子の場合は、「嫌疑なし」で釈放となったものの百日を超える拘禁を強いられている。無実の入牢罰だ。

拘置所跡には、大手通信企業のビル（写真・中央奥）が建つなど様変わりしているが、当時は札幌地裁、同控訴院（現・高裁）などが建ち並ぶ司法ムラだった。戦後、全て移転したが、控訴院の建物だけは当時のまま遺され、「札幌市資料館」になっている（写真・左側）。本件スパイ冤罪事件は当時の戦争法で控訴院抜きの大審院直送となったが、同資料館には当時の刑事法廷の一部が復元され、見学できる。入館無料。（2016・9・22・第2号）



【札幌地方裁判所跡】 札幌市中央区大通西13丁目あたり

真実も合理性も失った法廷

一斉検挙された宮澤弘幸とレーン夫妻ら北大関係6人（27日追加の2人含む）は、翌1942年4月9日（2人は10日）に起訴され、暮れ押し詰まった師走の14、24日に札幌地裁で有罪判決を受けた。判決文は、起訴状にあったであろう断罪項目が羅列されているだけで、断罪を裏付ける証拠も、合理的理由も示されていない、冤罪を逆証明する証文だった。

写真は、地裁跡に隣接し、当時の建物が現存する旧・控訴院（現・札幌市資料館）正面玄関の造形。左右に公平・正義の天秤と剣を配し、中央の法の女神テミスは目隠しをしている。目先惑わす肉眼を塞ぎ心の目で真実を見るの意だ。戦時法下で上訴は控訴院を飛ばし、いきなり大審院（最高裁）で有罪確定となったが、目隠し女神はなんと見ただろう。俗人には、真実に目を隠した鉢巻きに見える。（2016・12・21・第7号）



【最北の網走刑務所】 北海道網走市

狭く、動けず、寒く、まる2年の独房

1943年6月、宮澤弘幸は懲役15年の刑で、網走刑務所に収監された。一度も公判が開かれることなく同年5月27日付で上告棄却となり、程なく、北海道縦断の列車で終着駅・網走へと囚人の旅送り。以来45年6月25日に仙台・宮城刑務所へ移監されるまで、まるまる2年を最北の独房に閉じ込められる。

当時、網走には扇状に5舎房あり、第4舎房が独房で80房あった。非転向の政治犯と矯正不能囚が割り振られ、宮澤はここに入れた。3畳にも満たず、懲罰房に入れられる以外には外に出されることもなく、懲役も房内作業に限られた。

入獄の年は11月5日に初雪、7日に氷点下、年末からは零下20度が続き、翌年1月5日に流水が来て、去ったのは5月4日。北の大地に夢広げ、夢奪われての大地の果てだった。『博物館 網走監獄』（保存財団刊）が詳しい。（2019・7・1・第34号）

【最後で幻の下宿】 札幌市中央区南8条西8丁目藤田方

北大生であることの証か？

大審院判決は、宮澤弘幸が判決時に北大生だったと明記し、その住居（下宿）を「藤田方」と記している。起訴前に北大から解雇され官舎を追われた相被告のレーン夫妻が「元教師 住居不定」

と記されたのと、ここが大きく違う。北大生であることに強い誇りを持ち、長期にわたる拘留所での拘禁に耐えたのも、帰るべき下宿があるとの意識に裏打ちされていたのかもしれない。

ただ、なぜ「藤田方」だったのか？ その縁は知れない。検挙されたときの住居は北2条西22丁目であり、以後、勾留のまま懲役15年の刑が確定し、網走刑務所に直送されている。したがって獄中移転の「藤田方」には一歩も足を踏み入れられず、幻の下宿となった。いま一帯は、中小のビルが建ち並ぶ街区に一変して、当時を掘り起こせる縁は全く失せている。「藤田方」そのものが幻になっているという他ない。（2017・1・22・第8号）

【旧・内務省】 東京・地下鉄丸ノ内線霞ヶ関駅前あたり

国家権力冤罪の発信源となった

冤罪を仕組んだのは内務省。真珠湾奇襲攻撃の1941年12月8日早朝、同警保局は全国の特高警察を総動員、「外諜容疑者」の一斉検挙を発令した。「外諜」とはスパイ。全国で111人（月内追加15と憲兵扱52の総計178人）を逮捕状抜きで検挙。一年後時点での有罪は、懲役18人、禁固5人、罰金14人。戦争強行のために罪なき人を捕らえた国家冤罪の震源地だ。

開庁は、内閣制度発足以前の1874年。警察機構と地方機関の掌握を軸に、運輸、建設、殖産、民生等にわたる広範な国家権力を統轄した。特高部門は敗戦の1945年10月に占領軍の超法

規畫書で廃止。47年12月に全省解体。現在、桜田通りに面した跡地には中央合同庁舎第2号館が建ち、警察庁と総務省（自治省等統合）が看板を掲げ大部分を占めている。内務官僚OB「大霞会」編『内務省史』が詳しい。（2016・11・21・第4号）

【旧・根室海軍飛行場】

北海道根室町・JR根室駅南ワッタラウスあたり

公然の軍事機密で嵌める

旧・海軍が1932年11月に開設。当初は不時着用だったとされ敗戦時の米軍資料では約853[㌢]と945[㌢]の2本の滑走路が交差していた。1933年根室町発行の『根室要覧』（9[㌢]参照）や1934年根室日報社発行の絵葉書で紹介されるなど、その存在は広く知られ、1934年8月にはアメリカ海軍の士官（在東京大使館付武官）が公式見学している。（9[㌢]参照）

ところが、北大生・宮澤弘幸と同英語教師・レーン夫妻を檢舉した特高警察は、軍飛行場の存在は軍事機密だったと決め込み、裁判所（札幌地裁・大審院）も事実調べ抜きで「軍機保護法違反」と断じ、有罪とした。

一審判決に示された罪状（軍事機密）は16項に及ぶが、いずれも被告の否認・反証に一切耳をかさない決めつけであり、中でも根室の件がその典型だった。（2016・10・21・第3号）

【隣人・天使病院（修道会）】

札幌市東区北12条東3丁目1番1号

特高の非人間性を愛で代える

特高警察がレーン夫妻とお手伝いさんを檢舉したとき、夫妻の自宅（北大・外国人教師官舎）には、双子の娘（小学生）と、ほとんど寝たきりの老父が居た。その時、娘2人が登校していたか否か定かでないが、老父が臥せていたのは間違いない。

特高は、それを知りながら家中掻き回し、病床の老人と幼子を放置して引き上げた。かくも犠牲は容赦なく家族に及ぶ。

これを知って手を延べたのが天使病院と、その母体であるフランシスコ修道会。老幼3人を引き取り、拘禁中の夫妻へは必需品の差し入れを続け、家財保全の代行をも引き受けている。これで少しは気やすまったのか、老父は天使病院で看取られ昇天。共にキリスト教徒ではあったが、病院と修道会はカソリックで夫妻と家族はプロテスタント。宗派は違っても、神に背く弾圧を前に違和感介在の余地はなかったのだろう。（2016・12・8・第5号）



現在の天使病院

【出合いの札幌北光教会】 札幌市中央区大通西1丁目14

弾圧と不条理を背に祈る

戦前・戦中、国内のキリスト教徒は、信徒であるが故に弾圧された。戦争権力への迎合を強いられて教会報国団を組織、戦闘機増産の献金にまで尽したが、遂には教会堂を敷地ごと軍に接収されている。そんな不条理を背負う北光教会はポーリンの父・ローランドが草創期の宣教師として半生を奉仕（1896～1929）した縁でも篤く、この地に在るだけで歴史をなしている。

もともとの名は congregational church 訳して札幌組合教会と呼んだ。会衆相互の自由な意思に拠って契約の意とされる。第一次大戦の兵役を忌避、戦後の北大に赴任したハロルドと、大戦で夫を奪われたポーリンがこの教会で結ばれている。いまでも聖歌奏でる古いオルガンはポーリンが戦死した先夫への思いを込め寄進した遺品でもある。円山墓地に眠るレーン夫妻の墓は、この教会の会衆たちが護っている。（2017・2・24・第9号）

【開かれた北星学園】 札幌市中央区南4条西17丁目

濡れ衣着せられた交流の場

創設は1887年に遡る。アメリカ・長老教会婦人伝道局の派遣で来日したサラ・クラフ・スミスが開学、「スミスさんの女学校」で親しまれた。敬虔ながら家族的な校風で知られ、戦前は毎週金



曜日の午後を、いまでいう園長主催のホームパーティーの日とし、札幌圏に働く外国人教職者をはじめ、学内外の人たちが自由に入ったりして、親睦と文化交流の場となっていた。

ここに卑劣な狙いをつけたのが特高警察で、スパイの溜まり場と決めつけた。宮澤・レーン夫妻への判決でもアメリカ大使館への繋ぎは全てこの学園で行われたとされるが、証拠は全く示されてない。ここで雑談交じりに話せばアメリカ当局に「通報されると予想して」漏泄したなどと、非条理極まる予断を振り回し、漏泄罪を適用している。この一点だけでも裁判にも値しない冤罪だったこと明らかといえる。（2017・3・25・第10号）

【心の兄貴・マライーニの在日墓】

愛知県豊田市東広瀬大根坂21・廣済寺

自由な発想と行動力を発揮

「心の会」創立の同人フォスコ・マライーニはイタリア・フィレンツェの生まれで、同地に葬られているが、廣済寺にも墓があ

る。同寺が戦時中「敵性外国人」の強制収容所にされ、悲喜を超えた縁。墓石にはフォスコの造語 CULUVIT 常在啓示と併せ「私の天体 月に帰ります」として争いのないメッセージを地球に贈ります」と刻まれている。今も山あいに空抜ける禅寺。

フォスコは国際学友会の奨学金によって26歳で来日し「心の会」では兄貴格。学問・趣味・運動の万端に多彩で自由な発想と行動力を発揮し、宮澤弘幸ら若い仲間の身近な範となった。

フォスコ自身は12・8前に京大での教職を得て札幌を離れていたが、母国のファシズム政権が敗退し敵国となったことで強制収容所送りとなった。戦後も度々来日し、多方面に業績を遺し、その心は在日墓に顕れている。(2016・12・12・第6号)

時に刻む

【12月8日(1941年)】

日米開戦で一斉検挙

本件冤罪は、12月8日に始まる。この日、日米開戦と同日同時に国内にあつては、「スパイ網一挙に覆滅」を口実に内務省指揮による暴虐・一斉検挙が荒れ狂った。宮澤弘幸、レーン夫妻らが容疑・理由さえ示されることなく特高警察に連行され、「スパイ冤罪事件」の被害者となったのも、この一環だった。すべて暗闇の恐

怖を梃に戦争にかりたてる国家犯罪である。

検挙者は、この日だけで111人、この日漏れた15人を加え計126人。内務省の内部文書「外事警察概況」によれば「予て非常事態に備えて外諜容疑者名簿を整備し…略…左の如く全国的に一斉検挙を実施せり」とある。「非常事態」とは日米開戦、「外諜」とはスパイのこと。一斉検挙の実施策は4か月前から練られ、対象者を特定し、開戦の合図だけを待っていた。開戦と一斉検挙は表裏一体をなす国家謀略だった。(2017・12・21・第19号)

【2月22日(1947年)】

没後72年生誕100年

獄中で弱り切った体に結核菌が入り、事実上の獄死となった北大生・宮澤弘幸が亡くなって、今年(2019年)72回目の命日となった。千支の巡りでは還暦後の一回りとなる。もう、か、まだ、か。1919年の生れだから8月8日の誕生日がくれば生誕100年。い



マライニー一家が帰国する直前、東京・丸の内ホテルで撮影。前列中央が宮澤弘幸。右に弟と父。後列にマライニー。その前に夫人と子供たち。

まどぎ100歳は珍しくないから、冤罪に遭わなければ既に白寿を越えていた可能性は十二分にある。

写真は、占領軍の超法規指令によって出獄して3か月余後の1946年2月16日に、信頼し合うマラーニーと家族ぐるみで撮った、おそらくは最後の記念写真。この和顔は1年ともたず、この年の暮れに大量喀血し2月後に命奪われた。天寿100年の可能性の中わずか27年。過去の人としてはならず、本会発足の2013年以来、毎年命日には、墓前に本会の幟を立て、花を供え冤罪絶滅の誓いを新たにしている。(2019・3・1・第31号)

【3月31日～4月9日(1942年)】

起訴・解約・除籍の春



春4月は、多く旅立ちの日で記憶される。だが、冤罪で投獄された宮澤弘幸とレーン夫妻らにとっては無惨で屈辱の日以外のなものでもない。夫妻は前年度末の3月31日付で北大教師の身分・雇用契約をいきなり解約され、宮澤弘幸は4月1日付で書かされた退学願によって北京大学から除籍された。引き金は無法・理不尽に科された4月9日付の起訴

に他ならない。Ⅱ写真は北大正門。

太平洋戦争開戦と同時の12月8日に、逮捕状抜きで検挙された3人は、4か月に及ぶ勾留下で酷薄極まる取調べを受けた。それは特高・検察が描いた「自白調書」に唯々署名捺印を強いられる残虐であり、おそらくは意識朦朧のうちに屈したと思われる。加えて北大当局は、自らの保身のために自らの教師・学生を非情にも捨て、解約と除籍に追い込んだ。二度と起こさせてはならない春4月の寒すぎる風景である。(2017・4・22・第11号)

【4月1日(1938年)】

権力の理不尽を正当化する始原

人生なら傘寿越え、81年前のこの日、国家総動員法が公布された。当時の新聞でさえ「政府は何でも勝手放題にやれるといふどれくらい法律である」(『報知新聞』)と論評した。だが「権力の理不尽は理不尽ではない」との刷り込みがたちまち多数派となっていく。その時生まれた人々はまだ81歳、理不尽と共に歩んだ現役の人生の中にある。この日を「歴史」に納めてはいけない。

当時の議会答弁で、杉山陸相は「単に軍事の充足のみならず国

●国家総動員法(抜粋)
第一条 本法ニ於テ国家総動員トハ戦時(戦争ニ準ズベキ事変ノ場合ヲ含ム)以下之ニ同ジニ際シ国防目的達成ノ為メノ全力ヲ最モ有効ニ發揮セシムル機及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ
第四条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民ヲ徴用シテ総動員業務ニ従事セシムルコトヲ得但シ兵役法ノ適用ヲ妨グズ
第八条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ総動員物資ノ生産、修理、配給、譲渡其ノ他ノ処分、使用、消費、所持及移動ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

民の生活を庇護し経済の運用を円滑ならしむるため本法を制定する……これをもって国民の自由権利を束縛することは毛頭考へていない」と断言している。これまた80年後の国会答弁の始原といえ、実際には、軍機保護法、治安維持法の抜本拡大、国防保安法から戦時刑事特別法と理不尽化が進み、国家による冤罪を正当化する基盤が固められていった。(2019・4・1・第32号)

【5月5日(1943年)】

冤罪仕上げた大審院判決

大審院判決は、5日ポーリン、27日宮澤弘幸、6月11日ハロルドと続き、いずれも上告棄却による有罪確定とされた。適用法令は戦時刑事特別法第29条(上告の理由なきこと明白なりと認むるときは検事の意見を聴き弁論を経ずして判決を以て上告を棄却することを得)で、公判を開かず、いわば門前で「理由なき」と断じ、問答無用で打ち払う強権判決だった。

逆からいえば「理由なき」と断じなければ適用できない条文であり、同時に、この条文の適用以外に上告を棄却できる根拠もなかった。中でも宮澤弘幸の上告理由は



挙証力においても論理性においても一審を覆すに十分であり、それは即、戦争遂行の妨げとなる。これは到底、国家権力の一翼を担う大審院(「写真」として受け入れられる展開ではない。戦時法を盾に、冤罪承知の確信犯で門前払いしたのが司法の真相といえる。(2017・5・24・第12号)

【5月10日(1941年)】

“見るな聞くな言うな”の国防保安法

1941年5月10日、国防保安法が施行された。5日後には拡大改悪された治安維持法も発効、軍機保護法と合わせ国民弾圧の3悪法が出揃うに至った。保安法は逮捕状抜きで検挙を合法化し、治安法は予防拘禁を野放図にし、軍機法は最高刑を死刑に引き上げた。5月の青空に背き、国家機密の防護を口実に、忠君愛国の強制と国民弾圧の法体制を確立したのである。

いま、情報公開法で公文書を請求しても墨塗りで隠蔽し、真相の追及へは傲慢なすり替え答弁で嘯き、批判されれば高飛車な意趣返しで発言封じにかかる。3悪法は戦後、占領軍によって廃されたが、いままた特定秘密法、安保関連法、共謀罪法の3悪法に形を変えて復活、見るな聞くな言うな——の強権政治が横行している。5月の空に「国家による冤罪を忘れるな」の警鐘を強く打ち鳴らし続けなければならない。(2019・5・13・第33号)

【6月26日（1942年）】

幼な子別離の日米交換船

レーン夫妻の双子の末娘12歳が、1942年6月4日に札幌を発ち、26日横浜港から日米交換船でアメリカへ送還された。父と母が検挙されたとき、家には生活のすべてを奪われた姉妹と病身の老祖父（ハロルドの父83歳）が残され、宗派を異にするカトリック修道会が面倒をみてくれたが、年明け1月19日祖父は亡くなった。冤罪の惨禍は一番弱いところへ折り重なっていく。

レーン家は日本語で生活し、姉妹は日本語の学校で日本人の子と泥まみれで遊び学んでいた。だから英語は覚えなく、長旅の船



上でも「祖国」に着いてからも幼い異邦人だった。いつも二人で固く手を繋ぎ、逆境に耐え、「敵地」に囚われた父母を祈った。逆に姉妹の父母は家族を分断する詐計の底で、選択肢が全くない思いの中で幼き二人だけの旅を決断し、見たこともない「祖国」へと避難させる道に祈った。白い船が停泊しているところが横浜・大棧橋（2017・6・20・第13号）

【7月21日（8月9日）（1939年）】

夏休み労働実習に思わぬ筈

こんな所に筈が潜むなど思いもしない。宮澤弘幸は北大予科3年次の夏休み、学生課の斡旋で数人の学友と共に旧・樺太大泊町（現サハリン）の旧・海軍工事現場（要港整備）で労働実習（勤労奉仕）に入った。写真はその記念だが、この時の見聞をレーン夫妻に話したとされ、軍事機密の探知・漏泄だと断じられた。狙われたが最後、何でも口実（罪）とされる国家の陥筈が見える。



宮澤弘幸は、この夏に限らず、講義以外の時間を努めて課外活動に充てていた。山に登り、アイヌの集落を訪ね、灯台船に便乗して海に学び、感性と知性と体力に磨きをいられている。目指すは電気技師ながら人間の礎は広く深くと心がけた。上告趣意書は「将来大ニ為スアル二足ル者ナリ」と述べ、情状酌量を求めたが、国家権力は、その将来を陥筈によってことごとく潰し、27歳を一期に事実上の獄死まで強いた。（2017・7・20・第14号）

【8月8日（1919年）】

連々と生き、逝った青春

元号にすると、大正8年8月8日、宮澤弘幸は、この日、東京府豊多摩郡代々幡町で生まれた。数字に何かがあるわけもないが、生涯不思議と数字が並んでいる。釈放が敗戦の年の10月10日で死亡が翌々年の昭和22年2月22日午後2時だった。父は時代の先端にある電気技師、母は成功した実業家の娘。末広がりな3つも連なった生年月日には阻むものなき順風が見えた。

これを前触れなく一転させるのが冤罪の惨。22歳4か月の青年は、1941年12月8日、誕生日と同じ日に検挙され、余生わずか5年2か月の運命へと陥れられた。うち3年10か月は拘留所を含む獄にあつて、拷問・制裁の責苦を受け、心身共ぼろぼろに蝕まれている。釈放後、衰弱の体に小康を得、「（冤罪の）一切を書く」と執念の炎を立てたが、果たせなかった。享年27。思いは無限の反冤罪運動が継いでいる。（2017・8・20・第15号）

【8月（1941年）】

「授業は教師の義務だ」

1941年8月、ポーリン・レーンへアメリカ在の実兄から「すぐ帰るように」との電報が届いた。前年9月に日独伊三国同盟が調印されて以来、在日米大使館からも何度か帰国勧告が出ていた。

しかし、ポーリンは夫共々「北大との契約が切れるまでは帰らない」と返電している。契約とは年々更新の雇用契約のことであり、それを夫妻は学生への義務と捉えていた。

ポーリンは京都の生れで、学生時代の数年を除いて日本で日本人同然の暮らしをしていたし、夫ハロルドは北大赴任以来、札幌に骨を埋めるつもりでいる。だから、夭折した長男の埋葬に当り同市円山墓地に墓所を設けた。電報から3か月後、大使館からも事実上の指令である引揚勧告が届いたが、夫妻共々、躊躇なく無視した。それから1カ月と経ない12月8日、日本軍は真珠湾を奇襲し、夫妻は一斉検挙に遭った。（2019・8・1・第35号）

【9月2日～21日（1942年）】

弄ばれた交換船での救出

異国の獄に繋がれて9か月のレーン夫妻に一条の光が射してきた。9月2日に横浜を出帆の日米交換船で母国へ送還すると知らされる。交換船のことは、6月26日出帆の第一船に娘たちを乗せたから知っている。出獄はありがたい。娘たちに会える。不潔な環境から抜けられる。着の身着のまま夜汽車の苦行に堪え横浜に着いた。さあどの船？ だが、栈橋に船はなかった。

説明もない。ただ、遅れている。似た格好の19人と共に岸壁のホテルに入った。戦時とはいえ、ベッドも食事も獄とは比べものにならない。不安ながらもそんなホテル暮らしに慣れ始めた21日、

【10月10日（1945年）】

GHQ超法規覚書で一斉釈放

宮澤弘幸は極寒の網走監

獄で2冬を耐え、敗戦から2か月目の10月10日、占領軍（連合国軍総司令部ⅡGHQ）の「政治的市民的及び宗教的自由制限の除去に関する覚書」（同月4日付）に基づき、思想犯として500人余と共に一斉釈放された。拘置所を含む3年10カ月に及ぶ獄中からの青天になる。この間に敗さなかった。

[illegible]

一斉釈放から3日後の13日、冤罪の元凶・軍機保護法、国防保安法などの戦争6法が、さらに2日後の15日には治安維持法が廃

【11月（1941年）】

米大使館の帰国勧告を忌避

アメリカ大使館は1940年秋以来、在日アメリカ人一般に向けて何度か本国引揚げを勧告していたが、41年11月、個々人に宛て「日本在留のアメリカ国民へ」との書状を送付、事実上の本国引揚げを指令した。11月5日御前会議での対米英戦実質決定を察知しての措置に他ならない。これには、多くのアメリカ人が従っているが、レーン夫妻は一貫して忌避を通してゐる。

理由は、ホーリンの上告趣意書によると、北大との教師契約を自らの都合で破棄するのは信義に反すること、ハロルドの老父が病床から立てないこと、そして何より、学生、生徒、友人との信頼を裏切ることとは出来ないと訴えている。『外事警察概況』によれば41年1月1日現在の白人系米国人1302人が同年12月8日現在には530人になっている。残留の大半は宣教師、伝道師、そしてその他一般教師だった。(2018・1・22・第20号)

人に刻む

【北大生・宮澤弘幸 余聞】

好奇・活発の日々、暗転

旅が好きで、山に登り、先住民族の集落健在と聞けば自転車を買って訪ね、灯台船が出ると知れば便乗して北の海を巡る。もちろん勉学も勤しんだ。進路は理系と決め、予科では逆に文系の講義に身を入れた。さらには軍事講習にも進んで参加し、国策会社・満鉄の公募論文では「大陸一貫鉄道論」を仕上げていた。いえば軍国少国民がそのまま育った青年期だったと言える。

宮澤は1919年8月、東京府豊多摩郡（現・代々木あたり）で生まれた東京育ち。北に目を転じてからは父の背を追って、北



大では工学部電気工学に進んだが、語学にも勤しみ、レーン夫妻らの薫陶をうけ「心の会」の創立に加わった。

暗転は、軍国日本が奇襲をかけた太平洋戦争の開戦。そこから軍、および軍国主義者の牛耳るところとなり、全ての個人が引き回される暗黒に嵌められた。（2018・

1・22・第20号）

【もう一人の北大生・黒岩喜久雄】

道連れの検挙で有罪

1941年12月27日、北大繰り上げ卒業の日に、軍機保護法違反の一斉検挙・追加で検挙され、懲役2年・執行猶予5年の刑に処せられた。学術旅行で見聞したサイパン島などの海軍飛行場の状況を「探知」し、知人であるレーン夫妻に「漏泄」したというのが、判決上の罪。実際には、レーン夫妻をスパイに陥れるために、夫妻の言動を引き出そうと、長期拘禁された。

黒岩は、長野県に生まれ育ち、北大農学部で学び戦時繰り上げで卒業した。在学中、レーン夫妻の双子の娘たちの遊び相手となり、家族同然の知遇を得た。



訪日したレーン夫妻の娘・ドロシー（左）キャサリンと黒岩喜久雄（1987.9.30、東京で）

そこを特高に狙われ、夫妻の日常生活での言動を徹に入り細に渡って問い質された。公判は1回開かれただけで即決、罪状も判決理由も示されず、判決文も見せられていない。何が何だか全く不明のまま暗黒拘禁され暗黒裁判で突き落とされた、のが実相だった。（2018・8・1・第26号）

【元夜学生・丸山 護】

応召・服役・消息不明

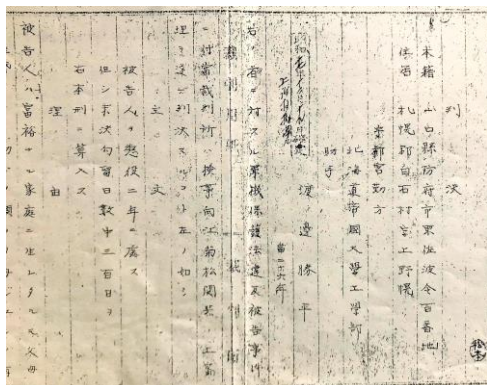
丸山は、日中戦争による徴兵で、1939年8月に札幌近郊に駐屯の連隊（陸軍）に入隊し、中国北部で転戦のあと、41年5月に除隊。この間、面会に来た友人や休暇中に訪ねたレーン夫妻に応召時の経緯や入隊先の様子、隊の移動などを話したことが軍機保護法違反だとされ、41年12月27日に検挙、翌42年12月に懲役2年の有罪判決を受け、控訴せず服役した。

丸山は、判決時29歳。レーン夫妻とは、夜学生だった21歳の頃、中学（旧制）への編入を目指し、英語の手ほどきを受けたのが機縁だった。だが分っているのはこれだけで、以後、服役した刑務所、出所後の所在、戦後の動静、一切の消息が不明。夫妻に話したとされる内容は、判決によっても応召の外形に止まっており、高度の軍事機密からは程遠い。その実態と共に、一人の人生が闇に封じ込められている。（2018・10・1・第27号）

【北大助手・渡邊勝平】

優しさと面倒見が狙われた

渡邊は、判決文によると、偶然知得した軍の動静8件をレーン夫妻に漏泄したとして、軍機保護法の漏泄罪に問われ懲役2年の宣告を受け（1942年12月18日）、上訴権放棄して服役してい



る。動静といっても丸山護の場合と同じく移動の外形をなぞる程度のもので、法が罰則をもつて禁じる「軍事上の秘密」には当たらない。うち2件は丸山護の件と裏表で重なっている。

渡邊は、本籍山口県で東京育ち。判決時26歳。旧制私立中学を卒業後、実兄を頼って札幌に転じ、かねて実母の知合いでもあったレーン夫妻宅に一時寄留もしている。この縁で就職の面倒もみてもらい、北大工学部で助手の仕事を得た。人当たり優しく、丸山らの出征見送りや面会にいったことが特高の狙い目となり仇となった。丸山同様、服役した刑務所、出所後の所在、戦後の動静、一切の消息が不明になっている。Ⅱ写真は渡邊勝平に対する判決文（2018・12・1・第28号）

【首相兼内相・東条英機】

国家権力による冤罪の主犯

1941年10月、戦争内閣の首班となった東条英機は陸相と併せ国内治安重視の持論から内相も兼務、独裁の基盤を敷いた。対

米英蘭開戦を決めた同年12月1日の御前会議（天皇臨席の政府・軍首脳会議）では内相として所管事項を報告、この中には当然ながら外謀容疑者（スパイ）一斉検挙を含む「戦時特別措置」があり、よって国家権力冤罪の引き金を引いた。

東條は陸軍中將・英教の長男として生まれ、士官学校から陸軍大学を出た職業軍人。というより軍官僚として頭角を現し、1940年7月中將で陸相となり、一貫して対米英蘭開戦を主張して近衛内閣を潰し戦争内閣を組織した。だが戦況暗転と共に求心力を失い敗戦前年の7月に失墜。戦後、戦勝国による裁判に引き出され「侵略戦争の謀議と実行」の罪で処刑された。だが冤罪・弾圧の罪は今も裁かれていない。（2018・3・1・第21号）

【陸軍書記官・日高巳雄】

軍機保護法拡大強化の裏方

1899年制定の軍機保護法を戦争推進法に抜本改定するにあたって、法案作成の中枢に参画した。公刊された著作に『軍機保護法』（1937年・羽田書店）および『軍機保護法 改訂』（1942年・同）があり、それぞれ逐条解説がなされて詳しい。個人の著作の形ながら、陸軍大臣の序文があり、事実上、軍の公式見解（解釈）となつて、運用にあたって重きをなした。

日高の肩書は陸軍書記官とあるだけで、著作にも著者紹介がなく、経歴も知れないが、発行人・羽田武嗣郎の書いた「後記」（初

版）では「本法令立案者たる日高」と紹介されている。「後記」では議會審議での論点整理も織り込まれ、付帯決議全文も記載、発刊の意図に触れて「謬つて法を殺して使ふが如き事の無い様」と釘をさしてもいる。だが、なぜか改訂版ではこの「後記」も大臣の序文も外されている。（2018・7・1・第25号）

【貴族院議員・織田 萬】

軍機保護法付帯決議の生みの親

軍機保護法を戦争推進法に抜本改定する帝國議會の審議で、立憲主義の立場から政府・軍当局を鋭く問い質し、臣民の権利を不当に侵さないよう歯止めをかける答弁を引き出し、「付帯決議」を成立させる原動力となった。付帯決議は、法成立後、軍・特高・裁判所によつて空文化されたが、翼賛政治体制下にあつて尽くした最大限の良識・良心として顕彰に価する。

織田は1868年、東京の生まれ、帝國大学（東大）仏法科を出て、京都帝大教



授、同法科大学長、国際司法裁判所判事（在ベルギー）など歴任。立命館大創立に参画して名誉総長。行政法が専門で著書に『日本行政法論』など。勅選（天皇任命）の貴族院議員となり、当時の議事録を繙くと秘密保護法審議を遥かに凌ぐ気迫と論理の追及をしているとわかる。学士院会員。1945年5月、戦災の中で死去。享年78。（2018・6・1・第24号）

【元記者で作家・千田夏光】

軍機保護法の罫を解明

本件冤罪事件に直接関わってはいないが、冤罪の元凶・軍機保護法に鋭い洞察と解明を加え、罫を暴く論考を著している。軍・国家の意図と実際の適用、そして検閲という凶器を用いて新聞をいかに戦争遂行の媒体に組み敷いていったかなど、極めて分かりよい。収録は『一億人の昭和史^⑩』（毎日新聞社刊）。この分野で他に例のない古典文献となっている。

千田は1924年8月、旧満州（中国東北部）の生まれで本名・貞晴。日本大学・社会学科中退、毎日新聞記者。一貫して弱者や被害者の視座から戦争、暴力、貧困をとらえ加害者を告発。『従軍慰安婦悲史』『禁じられた戦記』『未婚の母』『死者の告発』『性的非行』『死肉兵の告白』『皇軍』『阿片』『謀略』『精薄児の書いたラブレター』『天皇と勅語と昭和史』『オンナたちの慟哭』など。著作の数々に、深さ広さが現れている。（2018・5・8・第23号）

【元判事・福田力之助】

上告趣意書を下書き

宮澤弘幸の上告で、大審院への上告趣意書を下書きしたとされる元・判事。1933年の「司法官赤化事件」で有罪・下獄となり判事資格を剥奪されたが、出所後、札幌の鈴木義男法律事務所でも数多くの訴訟実務に携わり、上告趣意書などを担った。宮澤上告にかかわった記録はないが、論旨展開、法文解釈、裏付実証の鋭敏、重厚な筆致から福田の労作との見方が強い。

福田は、1897年、金物屋に生まれ、家業倒産で商家の小僧となり、苦学して師範学校を卒業し東京・葛飾で小学校の教師となった。さらに苦学して夜間大学の法科に学び司法官試験に合格して判事補から判事。だが山形地裁鶴岡支部・予審判事るとき治安維持法に嵌められ「司法官赤化事件」で懲役2年（上告棄却）中野刑務所で服役した。戦後、弁護士資格を得て松川事件などに関与。日本民主法律家協会理事。（2018・4・1・第22号）

【宮澤弘幸の義弟・秋間 浩】

火を点けた手紙の主

手紙は、問うた。なぜ宮澤だったのか？ なぜ懲役15年だったのか？ 罫に嵌めたのは誰で何のため？——要約すれば、この3点が手紙の受け手・上田誠吉弁護士の潜在意欲に火を点けた。冤

罪の標的選び、重罰の狙い、冤罪の動機と犯益。これは冤罪掘起

こしの原点であると同時に、冤罪の本質を衝いている。結果からみても冤罪告発運動に欠かれない人、手紙だった。



秋間は、1925年東京の生まれ、47年に旧制帝大時代の東大工学部を卒業し、文部省・郵政省での研究職を経て渡米、国境を超える研究者としての生涯を送る。この間、縁あって宮澤弘幸の実妹と結婚、冤罪被害の苛酷を知るに及び、広く深く知っ

てもらったことによって「真の世界平和」に導く志を強くした。

秋間の問うた3点は、いままなお完全に解明されたとは言えない。平和に生きる命の炎となつて厳存している。(2019・1・1・第29号)

【Mさんと友人2人】

『北海道大学 夢風景』を自費出版

副題に「北大生の見た1950年代の札幌の原風景」とある写真集。めくると、27枚目に、口もとに静かな笑みを含んだハロル

ド・レーン先生の肖像が現れた。見るからに自然体の、得難い一瞬の記録だ。「はしがき」では冤罪に言及した来歴も紹介され「戦中の忌まわしい想い出を忘れたかのようになくつろいだ風貌はMさんの写真でしか見られない」と結ばれている。

Mさんが撮影者で、3人の連携軸は北大・恵迪寮の住人だったこと。Mさんと同室の内藤裕史さんが出版を買ってで、後輩の川原幸則さんが編著者を引き受けた。原風景とあるとおり、いまは大きく景観を変えた札幌、そして北大構内の戦前・戦中の面影を残した94枚からは、今昔の感傷を超え、冤罪の加害者、被害者の足跡、息づかいまでが伝わる。ともすれば埋もれ、散逸する貴重な記録、3人の功と労は大きい。(2019・2・1・第30号)



写真集「北海道大学 夢風景」に掲載されているハロルド・レーン先生。穏やかな笑顔は、弾圧に屈しなかった確信を表しているのではないだろうか。

(1954年10月)

9、「戦争への道」を許してはならない

安倍政権は権力の座を占めて以来、対抗勢力を上から目線で蔑視、国会質問にも市民による追及にも正面から答えようとはしない。議会多数を傲慢さにすり変え、独断専行を常としている。

中であからさまに見えてきたのは、アメリカ言いなりの政権運営だ。沖縄の苦しみを踏みつけての辺野古埋め立て、兆のつく金での戦闘機爆買い、アメリカ農業救済への二国間取引受入れ。一方で「押付け憲法」と悪態つきながら、実際には一転、アメリカの押付けに唯々諸々の悪政を積み重ねている。

行き着く先に見えるのは、憲法の連続改悪によって対抗勢力を骨抜きにし、アメリカによる戦争に際限なく従軍する道だ。折からアメリカは、そういうアメリカを是とする勢力が大統領ぐるみで肥大化している。安倍政権はこれにびたり追隨している。

何故だかはわからない。

だが半面、歴史は嘘をつかない。いつとき改竄し、隠蔽されても、必ず真実を遺し、伝えてきている。

だから、まず大事なことは、いつ何が起きたかを、しっかり記憶し記録し、くりかえし確認し、隠蔽、改竄を掘起こし、真実を見抜く目を鍛えることだ。

それが、宮澤・レーン冤罪事件を通して得た一番の教訓だ。国家権力による冤罪（犯罪）はあくどい。あくどいだけでなく、その積み重ねは、国そのものの成り立ちと行方を支配し、国民は隷

従を強いられる。隷従はやがて自己目的に転化し、集団狂奔にまで堕ち込む。二度とあつてはならない。

●大事なのは二の矢、三の矢

対抗する勢力にも、問題なし、とは言えない。野党勢力は、通り返の国会質問と自己満足の演説に終始し、二の矢三の矢の地力を失っている。政府答弁を「官僚作文の棒読み」と批判しながら、自らも手控えの棒読みに甘んじ、テレビの向こうに見栄を切つて恥じない愚か議員も一人、二人ではない。

少なくとも、答弁の二通り三通りは想定して先を読み、二の矢三の矢、ときに隠し玉を用意して、臨機応変、答弁によっては深追いついて仕留める地力をつけなければ権力の傲慢に敵わない。かつて、そういう野党議員がひしめいた記憶も記録も多々あるのだから、これは決してない物ねだりではない。

加えて官僚の劣化も止まらない。官僚自身が、国民への奉仕者であるとの原点を忘れている。まるで政治権力への奉仕者であるごとく、誇りと矜持を失い、とかげのシッポ切りに甘んじている。

そして、さらに厄介なのは、これら安倍政権を積極支持、あるいは結果として容認する一定層が存在することだ。これは各種世論調査や選挙結果に現れ、また社会を分断し、格差を広げようとする層とも重なっている。

そこでは植村裁判での攻撃に現れているように、戦後平和の歴史を否定し合理性を欠いた主張が罷り通っている。捏造を是とし、冤罪仕掛けも厭わない過去ともつながる感覚だ。これが安倍政権の傲慢さを助長し長期政権をもたらす土壌ともなっている。

しかし、これにも愚直で向かうほかはない。事実と向き合い、事実を解き明かし、二度と踏み出してはいけない道をあきらかにすることに尽きる。

そこで、1945年の敗戦にいたる戦前の歴史を振り返ってみたい。そこには権力を奪った支配層と、その下におかれた圧倒的な国民の苦悩と闘いの歴史が刻まれている。さらに、これら記録された歴史の背後には、踏みにじられ、闇に葬られた涙と血の記憶が無数にある。そこに手が届かないもどかしさを感じながらも、来た道を再確認しておきたい。

●戦前の国家権力の弾圧と闘い

- 1873 (明治6) 徴兵令施行 (1・10)
- 1882 軍人勅諭発布 (1・4) ▽戒厳令制定 (8・5)
- 1889 大日本帝国憲法公布 (2・11)
- 1890 教育勅語発布 ▯天皇に忠誠尽くす皇民教育 (10・30)
- 1894 日本、清国 (現・中国) に宣戦布告 ▯日清戦争 (8・1)
- 1900 治安警察法公布 ▯結社・集会・デモ規制 (3・10)
- 1904 日露戦争開戦 (2・8) ▽大本営設置 (2・11)
- 1909 新聞紙法公布 ▯内相に発禁権限 (5・6)

- 1910 「大逆事件」検挙 (5・25) ▽韓国併合条約調印 (8・22)
- 1911 「大逆事件」の被告24人に死刑、2人に有期刑判決 (1・18) ▽12人に死刑執行 (1・24、25) ▽警視庁に特高警察課設置 ▯28年全県に拡大 (8・21)
- 1912 (大正1) 明治天皇死去・大正天皇就位 (7・30)
- 1920 東京で普通選挙要求の数万人デモ (2・11)
- 1921 自由法曹団結成 (8・20)
- 1922 日本共産党創立大会 (7・15)
- 1923 関東大震災に戒厳令 (9・2) ▽亀戸事件 (9・4)
- 1924 学生社会科学連合会結成 (9・14)
- 1925 治安維持法公布 (4・22) ▽普通選挙法公布 (5・5)
- 1926 (昭和1) 大正天皇死去・昭和天皇就位 (12・25)
- 1927 第一次山東出兵開始 (5・28)
- 1928 普通選挙法初の総選挙で労働党19万票獲得 (得票率2%)、労働党・山本宣治ら当選 (2・20) ▽「3・15事件」全国で1600人余検挙 (3・15) ▽緊急勅令で治安維持法改正 ▯最高刑死刑、目的遂行罪新設 (6・29)
- ▽特高警察、全道府県に設置、思想係検事各地裁配置 (7・3)
- 1929 山本宣治、右翼暴漢に刺殺される (3・5) ▽「4・16事件」全国で1000人余検挙 (4・16) ▽北大中国留学生事件 (10・3)
- 1930 北海道帝国大学朝鮮人学生社研事件 (6・17)
- 1931 「満州事変」 ▯柳条湖事件 (9・18)

- 1032 満州国建国宣言(3・1)▽5・15事件(5・15)
- 1933 小林多喜二、築地署で拷問虐殺される(2・20)▽日本、国際連盟脱退(3・27)▽共産党検挙の功績として毛利基特高課長叙勲。中川成夫、山縣為三ら特高警察20人も功勞表彰(8・20)
- 1934 野呂栄太郎、品川署で拷問虐殺される(2・19)
- 1935 小樽高商社会科学研究会事件(1・8)▽治安維持法による大本教弾圧事件(12・8)
- 1936 2・26事件(2・26)▽思想犯保護觀察法公布(5・29)▽『日本資本主義発達史講座』執筆の平野義太郎ら30人検挙(7・10)▽日独防共協定調印(11・25)
- 1937 中国への全面侵略戦争開始Ⅱ盧溝橋事件(7・7)▽改正軍機保護法公布(8・14)▽「第一次人民戦線事件」446人検挙(12・15)
- 1938 国家総動員法公布(4・1)▽「唯物論研究会」戸坂潤ら幹部検挙(11・29)
- 1939 国民徴用令公布(7・8)
- 1940 生活綴方教育関係者百数十人検挙(2・6)▽大政翼賛会発足(10・12)▽大日本産業報国会設立(11・23)
- 1941 北海道生活図画事件(1・10、9・20)▽国防保安法公布(7・8)▽改正治安維持法公布Ⅱ予防拘禁制度導入(3・10)▽御前会議(天皇臨席)で対米英開戦決定(12・1)▽真珠湾奇襲攻撃(12・8)▽「開戦時における外諜容疑一斉検挙」111人(12・8)▽開戦非常措置で
- 1942 宮本百合子他10000人検挙(12・9)▽言論出版結社等臨時取締法(12・21)
- 1942 内閣情報局、東京、大阪、名古屋、福岡地区の主要紙統合と一県一紙の新聞統合案を発表(7・24)
- 1943 内閣情報局、英米ジャズ1000曲の演奏禁止(1・13)▽大日本言論報国会発足(3・7)▽「大阪商大事件」学者・学生ら数十人検挙(3・15)▽創価教育学会弾圧事件Ⅱ牧口常三郎ら幹部大量検挙(7・6)
- 1944 「横浜事件」Ⅱ『中央公論』、『改造』編集者ら検挙(1月)▽朝鮮人北大生独立運動事件(3月)▽『中央公論』、『改造』に廃刊命令(7・10)
- 1945 東京大空襲(3・10)▽広島・長崎に原爆投下(8・6、9)▽戸坂潤獄死Ⅱ長野(8・9)▽ポツダム宣言受諾(8・10)▽敗戦(8・15)▽三木清、豊多摩で獄死(9・26)▽GHQ(連合国軍総司令部)、「政治的・市民的及び宗教的自由制限の除去に関する覚書」を発令(10・4)この指令により政治犯即時釈放とともに特高警察の廃止、特高警察官の罷免もなされたが後者は不徹底で特高警察官の半数は一般警察官として温存された▽政治犯約30000人釈放(10・10)▽治安維持法廃止(10・15)
- (「治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟・資料」『新聞労働運動の歴史・新聞労連編』参照)

●安倍政権が強行する「戦争への道」

戦前の日本が辿った道に照らし現在を見たとき、安倍政権が国家権力を使ってごり押しする問答無用の策動は、「いつか来た道」を示している。その手段としての恫喝人事と対マスコミ攻撃はかつてなかった規模とあくどさを露わにしている。以下、第一次安倍政権発足後の主な出来事と暴走の数々である。

2006 第一次安倍内閣が発足し、教育基本法を改悪¹¹愛国心の強要など(12・15)

2007 教育関連三法改悪(6・20)

2009 第45回衆院選で自民党大敗。鳩山由紀夫内閣(9・16)

2010 菅直人内閣(6・8)

2011 東日本大震災・大津波(3・11)▽福島第一原発メルトダウン(3・12)▽野田佳彦内閣(9・2)

2012 第46回衆院選で民主党敗北(12・16)▽第二次安倍内閣発足(12・26)

2013 安倍首相、憲法96条改憲発議要件緩和改正を初言及

(1・30) 内閣法制局長官に小松一郎駐仏大使を起用

(8・8)▽国家安全保障会議設置(12・4)▽NHK人

事に介入¹²経営委員に安倍首相寄りの百田尚樹ら4人を送り込む(12月)▽特定秘密保護法成立(12・6)↓

施行(2014・12・10)▽安倍首相、靖国神社参拝(12・26)

2014

NHK会長に舛井勝人を押し込む(1月)▽防衛装備移転三原則閣議決定(4・1)▽内閣人事局設置¹³官僚人事掌握(5・30)▽集団的自衛権行使閣議決定(7・1)▽沖縄県知事選で翁長雄志当選(11・16)▽自民党、テレビ朝日に「報道ステーション内容問題視」の要請書を送付(11・26)

2015

自民党「情報通信戦略調査会」がテレビ朝日幹部を呼びつけ「事情聴取」(4・17)▽高市早苗総務相、「クローズアップ現代」放送内容でNHKに嚴重注意(4・28)▽自民党、「文化芸術懇話会」で「マスコミ懲らしめるには広告料をなくせ」▽安倍首相、安保関連法案提出前に米議会上下両院合同会議で安保法制整備を明言(4・29)▽自民党若手議員の「文化芸術懇話会」で出席議員が「沖縄二紙は左翼にのつとられている」と発言(6・25)▽安保法制¹⁴戦争法成立(9・19)↓施行(2016・3・29)▽日本政府、デビッド・ケイ氏(国連人権理事会「表現の自由」特別報告者)との面会拒否(11月)▽「放送法遵守を求める視聴者の会」が岸井成格TBSキャスターを批判する全面広告掲載(11・14産経、同15読売)

2016

マイナンバー運用開始(1月)▽高市総務相、テレビ局の放送内容に関して「電波停止」を措置する可能性に言及(2・8)▽刑事司法改革関連法成立(5・24)

2017

朝日新聞、「財務省近畿財務局が森友学園に対して国有地を不当売却」と報道(2・9)▽安倍首相、衆院予算委で「私や妻が関係していたということになれば、首相も国会議員も辞める」と明言(2・17)▽沖縄辺野古米軍基地工事強行(4・25)▽朝日新聞、「加計学園の国家戦略特区獣医学部新設申請に『総理ご意向』文書があった」と報道(5・17)▽共謀罪法成立(6・15)↓施行(7・11)▽安倍首相、東京・秋葉原での都議選応援演説で聴衆の野次に「こんな人たちに負けるわけにはいかない」と絶叫(7・1)▽安倍首相「森友・加計疑惑」隠しを狙って臨時国会冒頭に解散(9・28)

2018

財務省近畿財務局の男性職員が自殺(3・7)▽東京・横田米軍基地にオスプレイを強行配備(10・1)▽沖縄県知事、辺野古基地建設で「埋立承認」を撤回(8・31)▽沖縄県知事に玉城デニーが39万6000票で当選(9・30)▽沖縄防衛局長が沖縄県知事の「埋立承認撤回」に対して不服審査請求(10・17)↓石井啓一国交大臣、執行停止(10・30)▽辺野古米軍基地建設予定地に土砂投入を開始(12・14)▽第5次防衛大綱と中期防を閣議決定(12・18)▽19年度予算案で、米国製兵器の大量購入を含む軍事費に過去最大の5兆2574億円を計上(12・21)

2019

沖縄・辺野古米軍基地建設の埋立て賛否を問う県民投票で、43万票(全有権者の4分の1強)が反対(2・24)

▽安倍首相、新宿御苑「桜を見る会」に5200万円を支出(予算は1700万余円)(4・13)▽ドローン規制法改正(5・17)▽安倍首相がランプ米大統領共々ヘリ搭載護衛艦「かが」に乗艦し、護衛艦二隻の空母化を約束(5・28)▽政府、改正公文書ガイドライン(5・1策定)に反して首相の面談記録を作成せず(6・3毎日新聞)▽「あいちトリエンナーレ2019」企画展・「表現の不自由展・その後」テロ予告で中止(8・3)



●国家権力犯罪へ監視の目を

特定秘密保護法が施行されてから2019年12月で5年、同じく安保法制が3月で3年、同、共謀罪法が7月で2年となる。特定秘密保護法は「軍機保護法」、安保法制Ⅱ戦争法は「国家総動員法」、特定秘密保護法は「治安維持法」の復活・再来とされている。だが、その危険性の暴露、具体的事例に基づいての警戒・監視は、どこまで徹底しているだろうか。

外交・内政のすべてにわたって、嘘・改竄・隠蔽・恫喝を繰り返して恥じない安倍政権である。運用自在の弾圧法制を手中にして、さらなる悪政を押し付けてくることは間違いない。

対峙して、これまで以上に国家権力の動向と犯罪行為を監視していくことが必要になる。

その視点から、再度「特定秘密保護法」「安保法制Ⅱ戦争法」「共謀罪法」3法の危険性を再確認し、これらがどのようにして弾圧の手段に組み替えられようとしているのか、監視の目を研ぎ澄ましていきたい。

【特定秘密保護法】

2013年12月6日成立 2014年12月10日施行

◆法制定の目的

国の安全保障上、外部への漏えいにより著しい支障を与える恐れのある重要情報の保全に関する法律。①防衛②外交③スパイ防

止④テロ防止の4分野の「特に秘匿が必要」な情報を「特定秘密」として、国家安全保障会議、内閣官房、外務省、防衛相など19の行政機関の長が指定する。漏えいには、懲役10年以下、共謀したり、そのかしたりした場合も5年以下の懲役が科される。

◆問題点と危険性

国会の審議等を通じて、以下のような問題点と危険性が明らかになった。だが、それらは是正されることなく、強行成立・施行された。

【機能しない監視機関】恣意的な特定秘密指定を防ぐとの名目で内閣府に「独立公文書管理監」を新設。だが、その要員は審議官級の官僚で、その権限も法律に明記がない。一方、省庁側は情報の開示を拒否でき、管理監視機能は有名無実化する恐れがある。

【秘密指定の範囲があいまい】秘密指定の範囲は、時の政権の都合で解釈でき、不都合な情報を隠蔽する仕組みが透けている。

【内部通報者の保護が不十分】不正運用を内部告発できる「内部通報窓口」が、秘密指定の権限を持つ19の行政機関と独立公文書管理監に設置されている。だが、告発者を保護する仕組みは十分でない。省庁と契約している民間業者も違反と見なされれば最高懲役10年を科せられる。

【知る権利の侵害】政府にとって都合の悪い情報が隠され、国民が情報を知ることができなくなり、報道の自由も制限される。

【第三者機関のチェックが利かない】独立公文書管理監は、各省庁に強制的に特定秘密を出させることができない。

【適正評価はプライバシー侵害の恐れ】秘密を扱う公務員や民間人は酒癖、借金、家族の国籍まで調べられる。

◆「軍機保護法」と類似

荻野富士夫・小樽商科大学教授の証言——。「戦前の『軍機保護法』との類似性が気になる。1937年の軍機保護法改正の際、衆院は拡大解釈しないよう付帯決議をした。しかし1941年には、偶然耳にした海軍の飛行場のことを米国人に話した学生が身柄を拘束された。その後、政府は防諜意識を植え付けて相互監視と密告を奨励し、施策に従順な国民づくりに進んでいった」（2014・12・10 毎日新聞）

◆施行5年後の現実と課題

政府（11府省庁）は、2018年6月末時点で547件を特定秘密に指定した。法施行の2014年12月時点より165件（43％）の増。秘密を記録した文書は2017年末時点で38万3733点となり3年間で19万4540点（203％）の増。「適性評価」と呼ばれる身辺調査を受けた有資格者は2017年末現在で12万4514人（民間人3013人含む）と2015年12月より約3割の増。（2018・12・6 毎日新聞）

山田健太・専修大学教授の分析——。秘密保護法に関しては、①公文書の改竄・隠蔽・廃棄と巧妙化する「見せない化」②監視を監視するジャーナリズムの無関心の広がり③検証されない改善

と不完全な制度の固定化——が進行している。課題は、情報公開法と公文書管理法の2つを確立して秘密保護法を廃止させることである。（2019・5・7 院内集会講演）。

【安保法制Ⅱ戦争法】

2015年9月19日成立 2016年3月29日施行

◆平和安全法制整備法とは

①自衛隊法②国連PKO協力法③重要影響事態安全確保法④船舶検査活動法⑤事態対処法⑥米軍等行動関連措置法⑦特定公共施設利用法⑧海上輸送規制法⑨捕虜取扱い法⑩国家安全保障会議設置法Ⅱ以上は改正法。これに加え、国際平和支援法を新設。

◆安保法制Ⅱ戦争法の骨子

- ①歴代政権が禁じてきた集団的自衛権の行使を可能にし、戦後の安保政策を転換。行使要件は「存立危機事態」
- ②改正周辺事態法で自衛隊活動の地理的制約を撤廃。「重要影響事態」に概念を変え、米軍以外の他国軍も支援
- ③自衛隊法や武力攻撃事態法など10本の法改正を一括した「平和安全整備法」と他国軍の後方支援を随時可能にする新法「国際平和支援法」の2本で構成

④国連平和維持活動（PKO）派遣中の「駆け付け警護」解禁。
平時から米艦船防護可能に

◆「戦争への道STOP!」の課題

安倍政権は、憲法9条の有名無実化を視野に、「集団的自衛権行使閣議決定」（2014・7・1）に続いて「安保法制＝戦争法」の成立を強行し、最終段階として憲法改悪を画策している。

一方、憲法9条を完全に否定するもう一つの法体系が厳然と存在している。それは「日米安保体制」だ。憲法9条の改悪を許さないと同時に、この「日米安保体制」を最終的には廃棄することを視野に、その第一歩として、日米安保体制による国民被害を個別具体的に告発していく闘いが重要になっている。

政府は、日米安保体制の実態を徹底して隠蔽しているが、最近では、以下のように展開している。

▼2018年10月1日、米空軍は特殊作戦機C-22オスプレイ5機を首都・東京の横田基地に配備した。米海兵隊のMV-22オスプレイ24機配備の沖縄・普天間基地に続く2カ所目になる。

米軍はなぜ市民の反対を無視して配備できるのか。それは「アメリカが望むだけの軍隊を望む場所に望む期間だけ駐留させる権利」が日米地位協定によって保障されているからだ。アメリカ側から見れば、「文句言われる筋はない。取り決め通り当然のことをしているまでだ」となる。

▼その仕組みはこうだ。日米安保条約第6条に「アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍、および海軍が日本国において基地を使用

することが許される」とあり、日米地位協定第2条に「基地の提供と返還」合衆国は日米安保条約第6条の規定にもとづき、日本国内の基地の使用を許される」とあり、その運用は同第25条の「合同委員会」によっている。ところが、この合同委員会のメンバーは、日本側が外務省北米局長ら6人なのに対し、米側は在日米軍司令部副司令官ら7人の軍人で占められている。

▼合同委員会の議事録や合意文書は原則非公開とされる。決定事項は日米両政府を拘束するが国会にも報告されない「闇の領域での取り決め」なのである。オスプレイ配備はこの仕組みの中で「日本側も承認して」配備されている。闇の中の取り決めである以上、表には出てこない。

▼なぜこんなことが許されるのか。『知ってはいけない2―日本の主権はこうして失われた』（矢部宏治著、講談社現代新書・2018・11刊）は「日米安全保障条約↓日米地位協定↓日米合同委員会」というアメリカの日本支配構造の背景には「ウラの掟＝密約」があると指摘している。

同書によると、密約はどんな国と国との交渉にも存在する。日米間で密約が異常なのは、アメリカ側はその記録を保管し続け、日本側が合意内容に反した場合は、すぐに訂正を求めてくる。密約を含む合意文書は作成から30年たつたら基本的に機密を解除し国立公文書館に移して公開することが法律で決まっている。そのため国務省の官僚たちもウソをつくことは絶対にできない。

ところが日本は、軍事上の密約は、永遠にその存在を否定し、いくら国会でウソをついても構わないという原則が1960年末

で確立しているとして、密約を交わした首相と密約の関係は次のように指摘している。

◇吉田茂（占領の終結）指揮権密約（1952年と54年）

◇岸信介（親米体制の確立）事前協議密約、基地権密約、朝鮮戦争・自由出撃密約（1960年）

◇佐藤栄作（沖縄返還）沖縄密約、財政密約（1969年）

これらの密約は公開されたアメリカの外交文書で全部確認されている。『日米指揮権密約の研究』末浪靖司著、創元社・2017年刊ほか）

ところが、2010年（民主党政権下）の外務省密約調査における「有識者委員会報告書」は、「厳密な意味での密約は現在、存在しない」と結論づけているのだ。

密約も公式な外交文書として扱うアメリカと、密約はないと否定している日本政府とは、外交交渉なんて成り立たない。日米地位協定と密約外交文書を武器に、「アメリカが望むだけの軍隊を望む場所に望む期間だけ駐留させる権利」を要求してくるアメリカに太刀打ちできるわけがない。

個人の尊厳、基本的人権を守れと主張するのであれば、国際的に通用する主権を持った真の独立国にしていかなければならないはずだ。その展望のもとに、いまこそ「日米地位協定」の現実を見極め、対米従属を断ち切る全面改定を正面から掲げ、それを実現する政府を確立することを目指すべきではないか。

◆高まる「日米地位協定全面見直し要求」

「日米地位協定全面見直し」の運動が全国で始まっている。

2014年10月、日本弁護士連合会は、①施設・区域の提供と返還②米軍等に対する日本法令の適用と基地管理権③環境の保全・回復等の問題④船舶・航空機等の出入・移動⑤航空交通⑥刑事責任⑦民事責任——の7項目について、「日米地位協定の改定を求めて一日弁連からの提言」を発表している。

2018年7月、全国知事会は、「米軍基地負担に関する提言」を発表した。提言は日米安保体制の重要性は認めつつも、①米軍機の低空飛行訓練の実態調査・事前情報提供・住民不安配慮②日米地位協定を見直し、航空法・環境法令の原則適用③軍人等の事件・事故防止策④基地の整理・縮小・返還促進——等を要求している。「日米地位協定見直し」意見書が、7県の議会、124の市町村議会で採択されている。（2019年4月現在）

【改正組織犯罪処罰法Ⅱ共謀罪法】

2017年6月15日成立 2017年7月11日施行

◆法制定の建前

①対象はテロリズム集団などの組織的犯罪集団②対象犯罪は277項目③現場の下見などの準備行為を構成要件とする④実行前に自首した場合は刑を減免する⑤組織的犯罪集団の不正権益の維持・拡大を目的とした計画も処罰対象とする

◆問題点と危険性

①近代刑法の行為原理に違反する②東京オリンピックのためには不要③テロ対策のために必要な実効的措置は既に整備済み④国連越境組織犯罪防止条約のためには不要⑤一般人も対象にされる⑥内心を処罰する不当な法になる

◆共謀罪法案の強行採決に強く抗議する声明

2017年6月19日

共謀罪法案に反対する法律家団体連絡会

2017年6月15日午前7時46分、参議院本会議において、「中間報告」（国会法56条の3）により法務委員会の採決を省略するという極めて異例な手段によって、共謀罪法案（組織犯罪処罰法改正案）の採決が強行され、同法案は可決成立した。

私たちは、この暴挙に強く抗議する。

共謀罪は、277種類もの犯罪について、日本刑法では例外中の例外とされる予備罪にも至らない、およそ法益侵害の危険性のない「計画」（共謀）を処罰しようとするものであり、刑法の原則を根本から破壊する憲法違反の悪法である。

政府は、共謀罪法案を「テロ等準備罪」と呼び、国際組織犯罪防止条約（TOC条約）を批准するためには共謀罪の創設が不可欠である、同条約を批准しなければ東京オリンピックも開催できないなどと宣伝してきたが、TOC条約はテロ防止を目的とするものではないこと、同条約を批准するには共謀罪は不要であるこ

と、共謀罪が対象とする277の犯罪にはテロと無関係の犯罪がほとんどであり、テロ対策の法制度は整備済みであること、従って共謀罪がいかなる意味でもテロ対策法とはいえないことは、すでに明らかになっている。

また、「計画」、「準備行為」、「組織的犯罪集団」等の概念はあまりにも不明確である上、政府答弁も二転三転し、国民は何が犯罪であり、何が犯罪でないのかを知ることができない。別表（略）に掲げられた対象犯罪277が極めて広範であることとあいまって、共謀罪が罪刑法定主義（憲法31条）に違反することは明白である。

共謀罪の最大の問題は、政府に異をとなえる市民団体などの活動の処罰や、その情報収集・捜査の根拠とされ、市民のプライバシーの権利（憲法13条）、内心の自由（憲法19条）、表現の自由（憲法21条）を侵害する危険が極めて高いことである。

法務大臣は、衆議院では、条文上何らの根拠がないにもかかわらず、「組織的犯罪集団」とは、テロリズム集団、暴力団、麻薬密売組織などに限られる、「通常の団体に属し、通常の社会生活を送っている方々は処罰対象にならない」と繰り返し答弁してきたが、参議院に至って、「対外的には環境保護や人権保護を標榜していたとしても、それが言わば隠れみの」である団体は組織的犯罪集団となり得るとの重大な答弁を行った。また、組織的犯罪集団の「周辺者」も捜査対象となることを認めた。

これは、共謀罪が成立すれば、正当な目的をもつ団体であつても、警察がその目的を「隠れみの」であると考えれば、その団体

や、構成員ないし「周辺者」とみなされた市民が日常的な警察の監視対象とされることを意味する。

対象犯罪277の中に、組織的威力業務妨害罪や組織的強要罪など、基地やマンション建設に反対する行動などに適用される可能性の高い「犯罪」類型が含まれるだけに、上記の日常的な情報収集をもとに強制捜査や処罰が行われるおそれがある。

こうした重大な答弁が参議院になってからなされ、十分な審議がますます必要になったにもかかわらず、強引に採決した与党の強権的な国会運営には憤りを禁じえない。

法案審議中の5月18日、国連特別報告者ジョセフ・カナタチ氏は、共謀罪法案が「プライバシーに関する権利と表現の自由への過度の制限につながる可能性がある」との懸念を表明する書簡を安倍首相に送付した。ところが、日本政府はこの書簡に対し、単に「強く抗議」し、何ら回答しないという恥ずべき態度をとった。こうした日本政府の対応は海外メディアでも危惧感をもって大きく報道された。共謀罪法案が、このように国際社会に背を向けて成立した経緯も忘れてはならない。

国会法56条の3第2項は、「特に緊急を要すると認めたとき」に限り、法務委員会の採決を省略して本会議で採決することを認める。しかし、共謀罪を成立させることに何らの緊急性はなかった。共謀罪法案は、そもそも立法事実が存在しない上、法務大臣がしばしば答弁不能になるなど政府側の解釈が最後まで迷走し、疑問や矛盾が山積していたのであり、6月18日の会期末をもって廃案にすべき法案であった。このような法案について、奇策とい

うべき手段で強行採決した与党の国会運営は、議会制民主主義を死滅させる暴挙である。

共謀罪法案の廃案をめざす声は、全国に大きく広がった。おびただしい数の市民集会、デモ、街頭宣伝、国会周辺では連日の座り込みや昼夜の共同行動が行われた。国会内では4野党1会派が結束して闘い、法律家も、日弁連及び52の単位弁護士会の全てが共謀罪に反対する声明を出し、多数の学者、作家、ジャーナリスト、マスメディアも反対の論陣を張った。そのなかで私たち法律家団体連絡会もあらゆる努力をした。世論調査では反対が賛成を上回った。こうした運動の広がりには、共謀罪を発動させない大きな力になると確信する。

「現代の治安維持法」、「監視社会を招く違憲立法」として強く批判してきた共謀罪であるが、私たち法律家は、今後も市民・野党と手を携え、共謀罪の廃止をめざし、共謀罪の発動を許さない活動を続ける。その一環として、国連特別報告者カナタチ氏が提案した、「監視活動を行う警察を監督する第三者機関」の設置をめざすことも重要な課題である。

私たちは、これからも市民が絶対に萎縮することなく、自由に表現し、自由に仲間と集いあえる社会を維持するため、全力を尽くす決意である。

◆戦争犯罪及び人道に反する罪に対する時効不適用に関する条約

採択Ⅱ 1968年11月26日（国際連合第23回総会）

効力発生Ⅱ 1970年11月26日

（略）

いかなる公式の宣言、記録文書又は協定においても、戦争犯罪と人道に反する犯罪の訴追と処罰に関しては時効の定めがないことを確認して、

戦争犯罪と人道に反する犯罪が国際法における最高の重罪に属することを考慮して、戦争犯罪と人道に反する犯罪の有効な処罰が、前記の犯罪の防止、人権と基本的自由の擁護、諸国民相互の信頼の確立及び協力体勢の推進、国際的平和と安全の促進のための重要な要素であることを確信して、

通常の犯罪のために定められた国内法の時効規定を、戦争犯罪と人道に反する犯罪に適用することは、前記の犯罪に責任を負うべき個人の訴追と処罰を妨げ、従って国際世論に重大なる危惧を招来することを確認して、

この条約により、国際法上、戦争犯罪及び人道に反する犯罪には時効が存在しないという原則を確認し、この原則が全世界的規模で適用されることを保証することが必要であり、かつ時宜に適用していると判断して、次の通り合意に達した。

第一条 時効は、次に掲げる犯罪には、その犯罪の行われた時期にかかわらず、適用されない。

（a）戦争犯罪。すなわち1945年8月8日のニュルンベルグ国際軍事裁判所規約で定義され、1946年2月13日の第一回国

連総会決議三及び1946年12月11日の同国連総会決議九五によって確認された戦争犯罪。とくに戦争犠牲者の保護に関する1949年のジュネーブ協定に列挙された「重大な違反」。

（b）人道に反する犯罪。すなわち戦争中たると平時たるとを問わず、1945年8月8日のニュルンベルグ国際軍事裁判所規約で定義され、1946年12月11日の第一回国連総会決議三及び1946年12月11日の同国連総会決議九五によって確認された人道に反する犯罪、武力攻撃又は占領による追放、アパルトヘイト政策に結果する非人道的行為、並びに1948年の集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約に定義された集団殺害の犯罪で、かかる犯罪行為が犯罪の行われた国の国内法に違反しない場合を含む。

第二条 第一条で言及する犯罪のいずれかが行われた場合、この条約の規定はその遂行の程度に関わりなく、首謀者もしくは協力者として前記の犯罪行為に参加し、又は直接他を教唆して犯罪を遂行せしめ、又は犯罪行為を共謀した国家官憲の代表者及び個人、並びにかかる犯罪行為を容認する国家官憲の代表者に適用される。

第三条 この条約の締約国は、この条約の第二条に掲げた個人の国際法に基づく引き渡しを可能ならしめるために、すべての必要な国内の立法措置又はその他の措置を講ずる義務を負う。

第四条 この条約の締約国は、この条約の第一条、第二条に該当する犯罪の訴追及び処罰には法律上の、又はその他の時効規定を適用せず、前記の時効規定の存する場合これを破棄すること

を保証するため、各締約国の憲法に定める手続きに従って、全ての必要な国内の立法措置又はその他の措置を講ずる義務を負う。

第五条 この条約は、全ての国連加盟国又は全ての国連の特別機関もしくは国際原子力機構の加盟国、国際司法裁判所規程の全ての締約国、及びこの条約の締約国となるべく国連総会により招請を受けた全ての他の諸国の署名のため、1969年12月31日まで開放しておく。

*以下、第六条～第十一条（略）

◆一貫して背を向け続けている日本政府

右条約には58か国が同意、7か国は反対、36か国が棄権、23か国は裁決に加わらなかった。（ドイツは、この時点で国連未加盟Ⅱ加盟は1973年）

中で、日本は棄権。その理由は

「わが国は、過去にさかのぼり時効の適用を撤廃することは憲法39条に反する疑いがあること、また犯罪の定義が不十分であることの理由から締約国の範囲を定めた第5条に賛成したほかは、各条項および条約案全体に棄権した」（外務省1968年度「わが外交の近況」）

*

第二次世界大戦での同じ敗戦国・ドイツはどうか。敗戦から40年後の1985年5月8日、R・ヴァイツゼッカー大統領は、ドイツ連邦議会で「荒れ野の40年」と題する演説（22頁参照）の

最後で「若い人たちにお願したい。他の人びとに対する敵意や憎悪に駆り立てられることのないようにしていただきたい。若い人たちは、たがいに敵対するのではなく、たがいに手を取り合って生きていくことを学んでいただきたい」と呼びかけた。

さらに、2019年7月31日、ワルシャワ蜂起75年記念行事に出席するドイツのマース外相はワルシャワで記者会見し、「ドイツがポーランドで行ったことについて、深い恥を感じる」と述べた。そして8月1日の記念行事では、ドイツには第二次世界大戦に対する道徳的責任があるとし、「ドイツがポーランドなどに与えた苦しみは決して忘れてはならない」と述べた。ワルシャワ蜂起60年の際には、当時のシュレーダー首相がドイツ首脳として初めて出席した（しんぶん赤旗2019・8・2から）。

翻って同じ敗戦国の日本はどうか。中国、韓国はじめアジア諸国に対して2000万人以上もの犠牲者を出した侵略戦争に対して、どこまで真摯に反省してきたか。

とりわけ安倍政権は、先立つ政権が積み重ねてきた、1995年の村山富市首相談話、1998年の「日韓パートナーシップ宣言」、2002年の「日朝平壤宣言」、2010年の韓国併合100年の菅直人首相談話——等々の日韓関係友好の積み重ねを全否定する暴挙を重ねている。

「戦争犯罪と人道に反する罪には、時効がない」との世界の潮流に背を向け続け、パールハーバーへは行くが、隣国である韓国には行かない安倍政権の暴走を許してはならない。

●国家権力犯罪の被害者へ国家賠償を

国家権力犯罪を監視する視点で、もう一つ大事なのは被害者への国家賠償を貫徹することだ。既に世界各国の多くでは、国家による弾圧犠牲者への謝罪と補償が行われている。だが日本は全く応じていない。(51ページ参照)

とりわけ安倍政権の姿勢は明確で、賠償要求に対し敵意さえ隠さない。挙句は、治安維持法について「当時適法に制定された」とまで言及し、これまでの国会答弁をひっくり返す姿勢さえ露呈している。

その一端は、国会答弁(2017年6月2日の参院法務委員会での畑野君枝・共産党議員の質問に対する金田勝年・法務大臣らの答弁)でも明らかなので、その主要部分を収録する。

畑野議員は、治安維持法で弾圧された人々の悲惨な現状を明らかにしたうえで、まず、金田法務大臣に対し、治安維持法についての認識を質した。(以下、答弁は参院議事録による)

○金田国務大臣 治安維持法は、大正14年に公布、施行され、国体の変革または私有財産制度の否認を目的として結社を組織した者等を処罰することとした法律であると承知をいたしております。そして、認識と言われましたが、治安維持法につきましては種々の意見があるものと承知しております。この治安維持法の内容や適用された事例を含めまして、歴史の検証については、専門家の研究、考察等に委ねるべきものと考えております。

これに対し、畑野議員は、治安維持法等による取調べが拷問によったこと、拷問は戦前の法制でも禁じられていたこと、治安維持法はポツダム宣言(降伏受諾)によって廃止されたこと等を指摘し、かつ政府委員からも言質答弁を引き出したうえで、

さらに、自民党の三木武夫・総理の答弁「治安維持法につきましてはすでにそのときでも批判があり、今日から考えれば、こういう民主憲法のもとに考えれば、これはやはりわれわれとしても非常な批判をすべき法律であることは申すまでもない」(1976年9月30日)も引いて、

再度、「戦後、治安維持法が否定された以上、この法律による弾圧犠牲者の救済、名誉回復をするべきではないか」と質した。

○金田国務大臣 治安維持法は、当時適法に制定されたものでありますので、同法違反の罪に係ります勾留、拘禁は適法でありまして、また、同法違反の罪に係る刑の執行も、適法に構成された裁判所によって言い渡された有罪判決に基づいて適法に行われたものであつて、違法があつたとは認められません。したがって、治安維持法違反の罪に係る勾留もしくは拘禁または刑の執行により生じた損害を賠償すべき理由はなく、謝罪及び実態調査の必要もないものと思料をいたしております。

畑野議員は、大臣認識の誤りを嚴重指摘し、その上で国家弾圧による被害は戦後もあるとして、レッド・ページ問題に言及、「戦

後最大の人権侵害とされるレッド・ページ国家賠償請求訴訟に関し、その救済を政府として図るべきではないか」と質した。

○金田国務大臣 その行為の時点において、連合国の最高司令官の指示に従ってなされたもので、法律上の効力を有しておりますし、その後に、平和条約の発効により連合国最高司令官の指示が効力を失ったとしても、影響を受けるものではないという司法判断が確定しております。法務省としては、このような司法判断を踏まえて、何らかの対応を実施することについては考えておりません。

▼すり替え答弁と、その底に潜む危険

ここまでで、まず明らかなのは、「悪法も法」の居直りだ。さすがに治安維持法をもって「良法」とは言えず、外形的な法成立の手続きを持ち出して、当時の法手続きの中で適法に成立したのだから適法であり、したがって成立後の運用もまた適法だとすり替えている。典型的な官僚答弁であり、いまでは「ごはん論法」と名付けられた欺瞞答弁の典型でもある。

質問の趣旨は、誤った国策（法律を含む）によって生じた国民の被害を、政治の責任において賠償したらどうか、である。これに対し、答弁は政治の責任も歴史認識もおかぶりして、次元の異なる手続き論によって「適法」という語感を強調している。

この程度のすり替え欺瞞は直ぐに底が割れる。だが、その底にはさらに危険なすり替えが潜んでいるので、ここは嚴重な注意が

必要だ。それはナチス・ドイツの成立に関わることで、ナチスの論理によれば、当時のワイマール憲法下の選挙で適法に多数派となり、同憲法下で適法に成立させた法律によって適法に独裁政権を構築し、憲法を骨抜きにしたからである。

これは、次のレッド・ページに関する答弁でも透けてくる。畑野議員の質問は、占領下の行政によって起きた国民被害の救済を政治の責任において図るよう迫ったものだが、答弁は、同じく政治責任を棚上げして手続き論を持ち出し、占領下の法体系の下で合法とされた事案は、占領終結後も平和条約を媒介にして合法性を失わないとの文脈で強弁している。

ただ、この矛盾は、安倍政権にとっても落とし穴になる。改憲を焦る安倍の持論は「押付け憲法」にあるからだ。レッド・ページの押付けを容認し、安保体制、辺野古、戦闘機爆買の押付けを容認しても、憲法の押付けだけは容認できないとでも強弁する気なのか。手続き論でかわそうとする大穴といつていい。

そしてこの姿勢は骨の髄まで染み込んでいる。畑野議員による最後の質問、共謀罪法案に係る国連特別報告者ジョセフ・カナタチ氏の公開書簡についても、こう答弁している。（一部略）

○飯島政府参考人 この専門家の見解は国連の立場を反映するものではないと思います。政府は、ジュネーブ代表部から国連人権高等弁務官事務所を通じて、直接説明する機会が得られることもなく、公開書簡の形で一方的に発出をされたこと、及び同書簡の内容は明らかに不適切なものであることを抗議しております。

10、国家権力犯罪に“時効”はない

本会は2013年1月、「北海道大学の学生だった宮澤弘幸さんが軍機保護法（スパイ罪）で投獄された冤罪事件を糺し、北海道大学に退学撤回による名誉回復を求めるとともに、二度と国家による非道が起こらないようにするため秘密保全法の立法策動を阻止することを目的とする」として発足した。

この目的達成のために、関係諸団体・個人と連帯して展開した本会活動の到達点は以下の通りとなる。

◆冤罪事件を糺すⅡ上田誠吉弁護士の著書『ある北大生の受難―国家秘密法の爪痕』をはじめとする「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の真相糾明の活動を受け継いで、3冊のパンフを発行し、それらを集大成した花伝社刊『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』（2014年9月刊）、ならびに『総資料総目録』によって、本件・冤罪事件の真相糾明を一步進めることができた。

◆冤罪被害の名誉回復Ⅱ北海道大学は、弾圧の実態と本質を正しく学生に伝えるとの表明（17頁参照）を約束通りに実行しないばかりか、われわれが広範な声を基に求めた「心の会の碑」（仮称）建立の敷地提供すら拒むなど、再び繰り返させない決意と体制確立には、背を向けていると言わざるを得ないのが現状である。

◆秘密保全立法阻止Ⅱ本会発足直前に成立した安倍第二次政権が、2013年12月6日に成立させ、2014年12月10日に施行した「特定秘密保護法」を阻止することはできなかった。し

かしながら、「スパイ冤罪事件」の真相を広める活動を通じて、「特定秘密保護法」がもたらす残酷さと危険性を訴え、世論を喚起する一翼を担うことができた。

以上の到達点を踏まえ、今後どのような活動が求められているだろうか。当然ながら、危機に瀕している平和・基本的人権・民主主義を守り、さらに発展させるための新たな決意と構想が求められている。

したがって、「真相を広める」活動を踏まえ直し、「国家権力犯罪に“時効”はない」との立場から国家権力による冤罪事件、弾圧事件に対して、国家賠償を要求する運動の構築に貢献したいと考える。

国家権力による弾圧との闘いは戦前から長年にわたって全国各地で展開され、現在も新たな闘いが組織されている。その中から、一貫して国家権力の弾圧を告発し、国家賠償を要求する運動を継続している「治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟」「国民救援会」「レッド・ページ反対連絡センター」の活動の一端を紹介すると、連帯し、行動する決意表明としたい。

また、併せて、国家権力犯罪と地下水脈でつながると見てもいい勢力が蔓延しており、その観点からも重要性を増している「植村裁判」について触れておくこととする。

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟

「治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟」(以下、治維法国賠同盟) 結成の目的と運動経過は以下の通りである。(規約前文から要約)

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟は、戦前の歴史の真実を明らかにし、日本国民の平和と民主主義のための闘いの伝統を受け継ぎ発展させ、平和と民主主義のための闘いの故に国家権力による弾圧を受けた人々に対する国の謝罪と賠償を実現させる目的を掲げて、1968年3月15日に結成された。

治安維持法犠牲者の「再び、戦争と暗黒政治を許すな」の叫びに応えて、毎年、治安維持法犠牲者に対する国の謝罪と賠償を求める国会請願行動を積み重ねてきた。数十万人におよぶ治安維持法犠牲者は日本国憲法の平和と民主主義の諸原則を生み出す力となった人々であり、これらの人々が当時の国家権力の弾圧によってこうむった生命、身体、精神、名誉の侵害と資格剥奪や経済的圧迫等の犠牲と損害を償うことは国の責務であって、国にその責務を果たさせることは、歴史を戦争と暗黒政治に逆戻りさせない道を切り開くものだ。

ところが、この「治安維持法犠牲者に対する国の謝罪と賠償」はいまだに放置されたままであり、歴史の証人である治安維持法犠牲者の多くは他界し、この重要な戦後補償の実現は次世代の私たちが担わなければならない課題となっている。

日本弁護士連合会は1993年10月、人権擁護大会において、「治安維持法犠牲者は、日本の軍国主義に反対し、戦争に反対し

た者として、その行為は高く評価されなければならない」と述べて、憲法の国家賠償の規定の目的と精神に照らしても、その犠牲者に対する補償がなされなければならないと指摘した。この戦後補償の重要な課題である「治安維持法犠牲者に対する国の謝罪と賠償」を実現する運動を新たな国民的運動として発展させ、実現することを期する。

*

この方針の下、治維法国賠同盟は1974年から「治安維持法犠牲者に国家賠償法の制定を求める請願」を行っている。請願項目は、①国は治安維持法が人道に反する悪法であったことを認めること②国は治安維持法犠牲者に謝罪し、賠償を行うこと③国は治安維持法による犠牲の実態を調査し、その内容を公表すること――の3項目。2019年は、5月15日に42都道府県から187人が参加して、17万余筆の署名を国会議員を通じて衆参両院議長宛に提出した。政府はこれまで無視を続けている。

●治安維持法体制下の犠牲者の実態

治維法国賠同盟は、全国で徹底した調査・発掘を重ねて、その全容を以下の2冊のパンフレットにまとめている。

『治安維持法体制下の弾圧(一) 虐殺―国家権力の犯罪』

(2011年11月1日初刷、2015年5月12日4刷)

『治安維持法体制下の弾圧(二) 獄死者―国家権力の犯罪』

(2014年5月15日初刷、2015年5月12日補訂版)

犠牲者の調査・発掘はいまもお継続しているが、現時点での

まとめによれば、治安維持法弾圧犠牲者数は以下の通りである。

A 警察署での拷問による虐殺者 93 人

B 服役中・未決勾留中の獄死者 128 人

C 服役中、未決勾留中の暴行・虐待・劣悪な環境などによる

発病で出獄・釈放後死亡した者 208 人

D 弾圧で再起できず自死 25 人

E 宗教弾圧での虐殺・獄死者など 60 人

F 検挙者数 6 万 8 274 人

G 起訴者数 6 550 人

H 起訴猶予 7 316 人

検挙に至らなかった拘束者数 10 万人

宮澤弘幸は C 項の一人として記載されている。

●弾圧犠牲者への謝罪と賠償Ⅱ世界では

第二次世界大戦後、ドイツ、イタリア、アメリカ、カナダ、韓国、スペイン、イギリス、チリなどでは、以下のように国家による謝罪・賠償が行われている。

【ドイツ】1956 年連邦補償法制定、ナチス犠牲者に 2010 年までの補償総額は 680 億 7900 万ユーロ（約 8 兆 8500 億円）。15 万 3000 人に一人当たり年額 80 万円の年金支給。

【イタリア】ファシズム体制で実刑を受けた「反ファシスト政治犯」に終身年金支給。

【アメリカ】1988 年「市民的自由法」制定。第二次大戦中強制収容した日系人生存者 6 万人対象。一人 2 万^{ドル}（250 万円）

を支払い、大統領が謝罪。

【カナダ】第二次大戦中強制収容し、1988 年法制定時生存の日系人 1 万 7000 人対象。一人 2 万 1000^{ドル}（約 250 万円）を補償。

【韓国】日本の植民地支配とたたかった犠牲者を愛国者として表彰、年金支給法。懲役 1 年以上に年金毎月 16 万円支給。

【スペイン】2007 年フランコ独裁犠牲者の名誉回復と補償を行う「歴史の記憶法」制定。

【イギリス】ケニア反植民地運動弾圧者に 2013 年補償法決定など。

【チリ】1992 年ピノチェト軍事政権下の弾圧犠牲者と家族に年金支給。子弟に奨学金など決定。

【国際連合】1968 年の国連総会は「戦争犯罪及び人道に反する罪に対する時効不適用条約」を可決成立、70 年に発効した。この条約により、国際法上戦争犯罪及び人道に反する犯罪には時効が存在しないとされた。日本は未だ批准していない。（51^{ページ}参照）

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟

113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4

平和と労働センター・全労連会館 9F

tel: 03-5842-6461 fax: 03-5842-6462

E-mail: chian@bz03.plala.or.jp

HP: <http://chian.yokochou.com>

日本国民救援会（略称Ⅱ国民救援会）



日本国民救援会は、1928年4月7日に結成された人権団体である。戦前は、治安維持法の弾圧犠牲者の救援活動を行い、戦後は、日本国憲法と世界人権宣言を羅針盤として、弾圧事件・冤罪事件・国や企業の不正に立ち向かう人々を支え、全国で100件を超える事件を支援している。（同会HPから。以下同じ）

●戦前の闘い

国家権力による弾圧との闘いは、その犠牲者と家族の命と生活を守る闘いであり、現在もなお、ますます重要となってきた。国民救援会の結成当時の活動の一端を紹介しておきたい。

1930年8月、東京で第2回全国大会が開かれ、モップル（弾圧犠牲者の国際的救援組織のロシア語名略称）への加盟を決議し、名称を「国際赤色救援会日本支部、日本赤色救援会」と改めた。第2回大会以後、救援活動そのものが治安維持法の「目的遂行罪」として弾圧されるため、国民救援会中央は、非公然活動を余儀なくされた。

一方、獄中被告への差入れ・面会、公判傍聴を合法的にすすめるため、市ヶ谷刑務所の近くにあった「差入れ事務所」を、国民救援会の事務所とすることにした。弾圧犠牲者への差入れや、獄中の待遇改善闘争、家族の慰安会、ハイキングなどの多面的な活動が行われた。職場、居住の班も確立し、東京では2500名の会員をもつようになった。

●国民救援会の現在の取り組み

【言論・表現の自由を守るとりくみ】「戦争をする国」づくりがすすめられるもとで、自衛隊のイラク派兵反対や憲法改悪反対など、政府に批判的なビラを配っただけで逮捕される事件が起きている。戦争と言論弾圧は表裏の関係にある。戦争を放棄した日本国憲法は「一切の表現の自由を保障」している。言論・表現の自由を守るため運動をすすめている。

【冤罪犠牲者を救うとりくみ】無実の人が誤った捜査、裁判によって犯人にされ、いまま冤罪事件があとを絶たない。無実の人は無罪に。国民救援会は、死刑が確定した事件をはじめ、数多くの冤罪事件を支援して、無罪判決を勝ちとってきた。現在、名張毒ぶどう酒事件、袴田事件など20を超える冤罪事件の支援を行っている。

【労働者・市民の権利を守るとりくみ】空前の利益を上げる大企業。一方で「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」が社会問題になった。2008年末には、多くの企業で派遣社員・非正規社員的大量首切りが行われ、国民生活の格差は広がり、貧困も深刻になっている。非正規雇用の増大とリストラ合理化・不当解雇、

強制配転・出向が行われ、過労死・自殺も増えている。これに対して働くものの権利と人間の尊厳を求めてたたかう人々たちを、また国や警察による人権侵害とたたかう市民事件も支援している。

【憲法改悪、悪法阻止のとりくみ】 自・公政権は、憲法を改悪して、アメリカが世界中で起こす戦争に自衛隊を参加させようとしている。そのために、教育基本法改悪案や改憲手続き法案・国民投票法案などを国会で強行採決した。

自民党は、2020年にも憲法改悪案の国会発議をめざしている。戦争こそ最大の人権侵害である。この立場から国民救援会は、憲法改悪に反対し、秘密保護法や共謀罪法など国民の人権を抑圧する悪法の反対運動をすすめている。

【遺志を継ぐ合葬追悼運動】 社会の進歩と革新、平和と民主主義をもとめる今日の運動は、多くの先人たちの努力によって築かれてきた。そうした先人たちのたたかいを顕彰し、遺族のみなさんを励ますことを目的に開催しているのが解放運動無名戦士合葬追悼会である。合葬追悼会は、敗戦直後の1948年3月18日に第1回が行われて以後、毎年3月18日に東京で式典が行われている。東京・青山霊園にある「解放運動無名戦士墓」に故人の名前と主な活動経歴が刻まれた銅板を納めている。

●現在支援している事件（2019年9月現在）

【言論弾圧・権力犯罪・責任追及事件】

「布川事件国家賠償請求訴訟」(茨城)「白龍町マンション暴行でつち上げ事件国賠訴訟」(愛知)「大垣警察市民監視国賠事件」(岐阜)

「東住吉冤罪事件国賠」(大阪)「岸和田傷害虚偽告訴・国賠裁判」(大阪)「倉敷民商弾圧事件」(岡山)「レッド・パージ国家賠償請求裁判」(兵庫)

【再審・冤罪事件】

「大仙市事件」(秋田)「明倫中裁判」(山形)「仙台北陵クリニック筋弛緩剤冤罪事件」(宮城)「今市事件」(栃木)「三鷹事件」(東京)「痴漢えん罪西武池袋線小林事件」(東京)「小石川事件」(東京)「乳腺外科医師冤罪事件」(東京)「冤罪あずさ35号窃盗事件」(長野)「あずみの里『業務上過失致死』事件」(長野)「福井女子中学生殺人事件」(福井)「袴田事件」(静岡)「天竜林業高校成績改ざん事件」(静岡)「豊川幼児殺人事件」(愛知)「名張毒ぶどう酒事件」(三重)「日野町事件」(滋賀)「湖東記念病院人工呼吸器事件」(滋賀)「長生園不明金事件」(京都)「タイムスウィッチ事件」(京都)「えん罪神戸質店事件」(兵庫)「花田郵便局強盗事件」(兵庫)「山陽本線痴漢冤罪事件」(岡山)「高知白バイ事件」(高知)「大崎事件」(鹿児島)「ムミア事件」(アメリカ)

日本国民救援会（略称：国民救援会）

113-8468 東京都文京区湯島2-4-4

平和と労働センター・全労連会館5F

TEL 03(5842)5842 / FAX 03(5842)5840

<http://www.kyuenkai.org>

レッド・ページ反対全国連絡センター

●「レッド・ページ」とは

1949年から1951年にかけて、アメリカ占領軍の督励・教唆のもとに日本政府、企業が共産主義者および同調者とみなした者を「政府機構の破壊者」「生産阻害者・企業破壊者」「社会の危険分子」「アカ」等の名のもとに民間企業や官公庁等から数万人（推定3万人から4万人）の公務員・労働者を一斉に追放（罷免・解雇）した不法・不当な反共攻撃であり、「思想・良心の自由」（憲法第19条）を蹂躪した戦後最大の思想弾圧事件である。

第一段階は、1949年4月、行政機関職員定員法制定に始まる行政整理及び経済安定9原則等に基づく企業整備において、一般的な人員整理の中で行われたページ。同時に「団体等規制令」を公布し、適用対象に「反民主主義的な団体」を加え、共産党を規制の対象とした。第二段階は、1949年9月から1950年にかけて共産黨員等を狙い撃ちにした公立学校教員のページ。大学教員のページもこの段階に含めることができる。第三段階は、マッカーサー書簡に基づき1950年6月から12月までに行われた、広範囲の直接的なレッド・ページ。

（「レッド・ページ65周年のつどい」記念誌から）

●新聞・通信・放送労働者に対するレッド・ページと闘い

『新聞労働運動の歴史』（1980年・大月書店刊）によると、新聞・通信・放送分野は、第三段階で対象とされ、7月28日午後

3時を期して、朝日、毎日、読売、日経、東京、共同、時通、放送協会（NHK）の8社で338人が突然解雇を言い渡された。

◆新聞通信放送関係のレッド・ページ者数

（1950年8月31日現在、新聞協会調べ。数字は人数）

北海道新聞35、函館新聞6、新岩手日報4、岩手新報3、山形新聞18、河北新報20、茨城新聞3、千葉新聞3（全員依願退社）
上毛新聞11、朝日新聞104（東京38、大阪46、西部12、名古屋8）、毎日新聞49（東京31、大阪18）、読売新聞34、日本経済新聞20、共同通信34、時事通信16、東京新聞8（全員依願退社）、時事新報2、山梨時事新聞3、信陽新聞4、富山新聞1、北國新聞1、中部日本新聞36（依願退社8）、名古屋タイムス4、中部経済新聞2、岐阜タイムス2（全員依願退社）、伊勢新聞9、京都新聞6、夕刊京都11（依願退社1）、産業経済新聞5（依願退社1）、大阪新聞6（依願退社1）、新大阪2、神戸新聞7（全員依願退社）、山陽新聞4（全員依願退社）、岡山新報3、日本海新聞9、山陰日日新聞3、島根新聞1、中国新聞21、四国新聞6、徳島新聞2、高知新聞4、愛媛新聞4、新愛媛新聞4、西日本新聞17（依願退社6）、夕刊フクニチ23、長崎日日新聞2、日向日日新聞3（依願退社1）、南日本新聞6、日本放送協会（NHK）119、合計49社700人。

*

新聞労働者は戦後、「日本新聞通信（放送）労働組合」（新聞単一Ⅱ1946・2）、「全日本新聞労働組合」（全新聞Ⅱ1948・7）、「日本新聞労働組合連合」（新聞労連Ⅱ1950・

6)と紆余曲折を経ながら全国組織を結成した。レッド・ページを迎えた全国組織の対応は分かれた。「全新聞」は「日本の言論報道の自由を守り、戦争の陰謀を粉砕する力はわれわれの断固たる闘争以外にない」と声明。「新聞労連」は、「便乗また誤認解雇と立証できる者は支援。新聞協会に便乗・誤認解雇の撤回を各経営者に促せ」との腰の引けた方針を決めた。1950年7月にGHQの援助で結成された「日本労働組合総評議会」(総評)は、当初はレッド・ページ被害者の復職闘争には消極的だった。

解雇を「不当労働行為」として、中労委に提訴した闘いは、救済命令、却下、和解と別れた。地裁の却下理由は、マッカーサー書簡が日本の憲法に優先する占領軍による支配の下では国内法は無視されるとして、事実上閉ざされた。

●苦難に直面しながらも継続する運動

レッド・ページ攻撃を受けた労働者たちは、裁判闘争、地労委闘争で闘った。1952年4月にサンフランシスコ平和条約が発効したにもかかわらず共同通信事件(52年)中外製薬事件(60年)で最高裁は「全ての国家機関並びに国民に対して指示した超憲法的効力」とし、さらに憲法判断を求めた提訴でも事実関係を一切認めず却下した。このため司法の場での請求は不可能となった。

労働運動の分野では、当初、基本的支持を決めた総評が、戦闘性を発揮するとともに、レッド・ページ被害者の解雇反対闘争を支援するようになったが、最高裁判決によって運動は停止状態に陥った。しかし被害者と家族たちの励まし合う活動が続いた。

2002年11月、レッド・ページ50周年記念を機に、「レッド・ページ反対連絡センター」が結成された。中断を経て2005年5月の再開総会で運動の柱を「名誉回復と損害賠償を内容とする特別法制定」を求める請願運動と日弁連はじめ各地の弁護士会への人権救済申し立て運動とした。積み重ねた署名は現在約30万筆となった。

2015年に開催した「65周年のつどい」では、「憲法破壊を許さず、戦争法廃止、立憲主義を取り戻し、日弁連勧告を活かした被害者の名誉回復と国家賠償を実現させ、教訓を次世代に語りつこう」とのアピールとともに、「①国は、レッド・ページが無法、不当な人権侵害行為であったことを認め、被害者に謝罪すること。②国は、日弁連の勧告にしたがい、すべてのレッド・ページ被害者への名誉回復と国家賠償を速やかに行うよう特別法を制定すること。③暴走する安倍内閣を退陣させ、戦争法を廃止し、立憲主義、民主主義を取り戻すこと」を決定して、運動を継続している。

レッド・ページ反対全国連絡センター

114-0023 東京都北区滝野川3の3の1

ユニオンコーポ402号室、座別会議記念・労働図書
資料室気付 tel/fax: 03-3576-3755

植村裁判―私は「捏造」記者ではない

植村隆・元朝日新聞記者を「捏造」記者と攻撃する勢力は、地下水脈で国家権力犯罪の実相と連なっていると見た方がわかりいい。なぜなら「戦後平和の歴史を否定し合理性を欠いた主張が罷り通っている。捏造を是とし冤罪仕掛けも厭わない過去ともつながらる感覚だ。これが安倍政権の傲慢さを助長し、長期政権をもたらす土壌ともなっている」からだ（40頁参照）。

植村さんは、かつて新聞記者として北大生・宮澤弘幸スパイ冤罪事件取材し報道した。本会はその尽力へ連帯し、真実の報道を守るために、植村裁判支援を続けている。地下水脈の元を絶つためにも、本裁判の重要性がいよいよ高まっている。

【植村さんに対する「捏造」記者攻撃】

植村さんは、1991年8月11日付朝日新聞大阪版で「思い出すと今も涙 元朝鮮人従軍慰安婦 戦後半世紀重い口開く」と報道した。当時、他紙も同主旨の報道をしたが、なぜか植村さんに対しては「捏造」批判が継続されていた。そして2014年2月6日号『週刊文春』が「慰安婦捏造」朝日新聞記者がお嬢様女子大教授に」と報道。これを機に植村さんに対する「捏造」記者攻撃が、陰湿かつ大掛かりに繰り広げられた。

植村さんは朝日新聞社を早期退職し、2014年4月から神戸松蔭女子学院大学教授就任が内定していた。ところが週刊文春記事発行前後から、同大学には抗議が殺到した。これに怯えた同大

学は、不当な攻撃に一切抵抗することなく、採用した植村さんに辞退を求め、3月7日付けで「雇用契約は解消」された。

5月上旬から、今度は札幌市の北星学園大学に植村解雇を求めるメール・電話が押し寄せた（植村さんは、朝日新聞社在職のまま2012年4月に同大学非常勤講師に就任）。これは執拗を究めた。5月下旬、7月末には同大学宛に脅迫状が届いた。

8月5日、朝日新聞は慰安婦問題検証記事で、植村記事には「事実のねじ曲げない」と捏造を否定したが、済州島で慰安婦を強制連行したとの吉田清治証言を伝えた記事は虚偽だとして取り消しを発表した。これに対して朝日新聞バッシングが起きた。

同じ頃、今度は植村さんの高校生の長女に対して、ツイッターで実名、写真付きで誹謗中傷する書き込みが起きた（この攻撃に完全勝利した裁判経過は別項）。

北星学園大学は、さまざまな困難があったが、脅迫に屈しなかった。10月6日には「負けるな北星一の会」が結成された。読売、産経を含む各紙は、社説で大学への脅迫を非難した。同会は、植村さんが2016年3月に韓国カトリック大学客員教授就任した後の10月31日、「北星学園大学と市民をつなぎ、民主主義を根元のところで支える貴重な実践だった」と総括して解散した。（詳しくは『北星学園大学バッシング 市民はかく闘った』『負けるな北星一の会』記録編集委員会、2017年刊がある）

【東京・札幌両地裁へ名誉毀損で提訴】

▽東京訴訟Ⅱ2015年1月9日、西岡力、文藝春秋を相手に

名誉棄損で提訴。裁判は、16回の口頭弁論を経て、2019年6月26日に「請求棄却」の敗訴判決が出た。判決は、西岡論文・発言と週刊文春記事が原告の社会的評価を低下させ、その名誉を棄損したことは認めたが、被告に負うべき責任はないとした。自己矛盾そのものの判決に植村さんは「ひるむことなく、言論人として堂々と闘いを続けたい。この不当判決を高等裁判所で覆すべく頑張りたい」と、決意を表明し、弁護団と共に控訴。2019年10月29日、東京高裁で控訴審第一回口頭弁論が開かれる。

▽札幌訴訟Ⅱ 2015年2月10日、櫻井よしこ、新潮社、ワック、ダイヤモンド社を相手に提訴。裁判は、12回の口頭弁論を経て2018年11月9日、「請求棄却」の敗訴判決が出た。判決は「捏造」であり、櫻井は、原告の名誉を棄損したことは認めた。しかし、原告が「捏造」と信じたことには理由があるとする不可解な判断である。植村さんと弁護団は控訴を決定。2019年4月11日の第一回口頭弁論から控訴審が始まっている。

【植村さん長女に対する「ネット中傷訴訟」完全勝利】

2014年8月ころから起きた植村さんの長女（当時17歳）に対する実名と写真を掲載したツイッターでの攻撃に対し、阪口徳雄弁護士らが植村裁判に先立って、投稿した男性に慰謝料などの損害賠償を求める裁判を起こした。弁護団は、匿名の投稿者を特定するために、米ツイッター社に投稿者のIPアドレス開示仮処分命令、プロバイダーのビッグロップ社に投稿者開示請求訴訟を起こして特定させた。判決は原告の主張を認め、ツイッター投稿

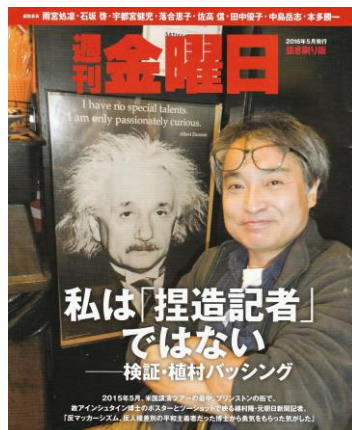
は削除されても、転載されネット上に残っていて、権利侵害の状態で継続していることを認め、慰謝料は満額170万円を認めた上、200万円が相当だと異例の判断をした。

現在は、誰もがネット空間で、自由にかつ即座に意見を公表・宣伝できる。しかし反面、匿名で誹謗・中傷・攻撃を可能にした。そうした攻撃に対する反撃の手段を得たという意味でも、この判決の意義は大きい。

「植村裁判を支える市民の会」 <http://sasaerukai.blogspot.com/>



岩波書店刊
2016年2月16日



週刊金曜日 抜き刷り版
2016年5月発行



札幌市内地図

あとがき―国家権力犯罪への反撃を目指して

映画「主戦場」を観ました。「歴史修正主義」と言われる人たちが、都合の悪い歴史を否定して、時に笑顔を交えながら堂々と語るアップの表情。これは異常です。「修正」とは「よくないところを直して正しくすること」（広辞苑）です。そうであるならば、彼等の言動は絶対に修正ではありません。むしろ「歴史捏造改竄主義」と言うべきではないでしょうか。

元文部事務次官・前川喜平さんの講演で、アメリカのホロコースト記念館に「14のファシズムの初期兆候」が掲示されていることを知りました。それは、政治学者のローレンス・ブリット氏が2003年に書いた文章がベースになっていて、ブリット氏はヒトラー（ドイツ）、ムソリーニ（イタリア）、フランコ（スペイン）、ピノチェト（チリ）ら「ファシスト」と呼ばれた指導者の政治を分析して、共通項をまとめたのだそうです。

その14項目とは、①力強く絶え間のない国家主義の宣伝②人権の軽視・蔑視③国民統合のための敵づくり④軍隊の最優先⑤女性差別のまん延⑥マスコミの統制⑦安全保障強化への異常な執着⑧宗教と政治の結託⑨大企業の保護⑩労働組合の弾圧と排除⑪知識層と学問に対する蔑視⑫警察による取り締まりと懲罰の強化⑬身びいきと汚職のまん延⑭詐欺的な選挙――です。

ほとんどが安倍政権に当てはまります。日本はすでにファシズムの段階に入っているということになります。異常が日常の隅々

にまで浸み込んでしまっているのが現実だと言えます。

安倍政権は、秘密保護法から共謀罪法までを強行成立させ、戦前の治安維持法、軍機保護法以上の弾圧体制を構築しました。それと並行して、集団的自衛権行使閣議決定から安保法制Ⅱ戦争法を成立させ、その最終段階として現憲法を「みつともない憲法だ」「押し付けられた憲法だ」と罵倒し、9条を骨抜きにしようと画策しています。国民にゆだねられた国家権力の暴走を抑える規範である憲法を公然と罵倒する政権が、改正しようと言い出す資格があるでしょうか。加えて、嘘・隠蔽・改竄政治を強行して恥じない政治姿勢です。さらに言えば、日本の憲法を踏みじり、日本の軍事占領を許している日米安保体制に対して、一言も改正を提起しない政権が改正する憲法の行きつく先は、対米従属の完全な固定化につながることは間違いないのです。

こうした異常事態にいかに向かうか、です。

「大逆事件」で幸徳秋水らが処刑された1911年1月24日の8日後、（旧制）第一高等学校で演説した徳富蘆花は、弾圧を恐れず政府を堂々と批判しました。

諸君、幸徳（傳次郎Ⅱ秋水）君らは時の政府に謀反人と見なされて殺された。諸君、謀反を恐れてはならぬ。謀反人を恐れてはならぬ。自ら謀反人となるを恐れてはならぬ。新しいものは常に謀反である。

「身を殺して魂を殺すあたわさる者を恐るるなかれ。」肉体

の死は何でもない。恐るべきは靈魂の死である。人が教えられたる信条のままに執着し、言わせらるるごとく言い、させらるるごとくふるまい、型から鑄出した人形のごとく形式的に生活の安を盗んで、一切の自立自信、自化自発を失う時、すなわちこれ靈魂の死である。

我らは生きねばならぬ。生きるために謀反しなければならぬ。

(ちくま近代評論選「謀反論」から)

*

現憲法は、1947年5月3日に施行されました。当時の文部省は中学1年社会科の教科書として「あたらしい憲法のはなし」を発行しました。その最後にこう書いています。

憲法は、國の最高法規ですから、この憲法できめられてあることにあわないものは、法律でも、命令でも、なんでも、いっさい規則としての力がありません。これも憲法がはつきりきめています。

このように大事な憲法は、天皇陛下もこれをお守りになりまされ、國務大臣も、國會の議員も、裁判官も、みなこれを守ってゆく義務があるのです。また、日本の國がほかの國ととりきめた約束(これを「條約」といいます)も、國と國とが交際してゆくについてできた規則(これを「國際法規」といいます)も、日本の國は、まごころから守ってゆくということを、憲法できめました。

「まごころから守っていく」——。何とも清々しい表現ではないでしょうか。今こそ、憲法の原点に立ち戻って、進むべき方向

を探り出す時だと考えます。

本会は、2013年1月に結成し、宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の真相を広める活動を継続しています。真相を知れば知るほど、国家権力犯罪がいかに残酷であり、さらにその痕跡を徹底して闇に葬り去る悪辣さに恐怖すら感じます。同時にすでにファシズムの道に入り込んでいくという現実を何とかしなければならぬという思いに駆られます。

そんな現実と向き合うなかで、本冊子の発行を思い立ちました。宮澤・レーン・スパイ冤罪事件が国家権力犯罪である以上、多くの同種事件とともに、「国家権力犯罪に『時効』はない」との視点を再確認して、国家権力の悪辣さを告発し、謝罪させ、二度と繰り返さない世論と社会の確立を目指したいと考えます。もとより本会に運動の中核を担う力量はありません。しかし、国家権力犯罪と闘っている諸団体・個人と連帯して、可能な行動に参加していく決意は持ち続けていきたいと考えます。

本冊子作成にあたっては、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件 総資料総目録」編集に続いて、全面的に協力していただいた大住広人さん、校正をお願いした林田英明さん、そして、資料問い合わせ等にご協力いただいたすべてのみなさまに心から感謝申し上げます。

(福島 清)

【参考文献】

▽判決原本

大審院判決「最高裁簿冊」昭和十八年五月分四冊の四 刑事判決原本 大審院（宮澤弘幸、ハロルド・レーン、ポーリン・レーン）
一審判決（札幌地裁）「渡邊勝平、丸山護

▽判決写本

一審判決（札幌地裁）「「厳秘 外事月報 内務省警保局外事課 昭和十八年二月分」宮澤弘幸、ハロルド・レーン、ポーリン・レーン、黒岩喜久雄」

▽判決、および関連文献

「外事月報」復刻合本「不二出版」1994年刊、全11巻 内務省警保局外事課
「外事警察概況」復刻合本「龍溪書舎」1980年刊 全8巻 内務省警保局外事課
「官報」（軍機保護法）「昭和十二年八月十四日 土曜日 第三二八五号 抜本改正」
「官報号外」（軍機保護法付帯決議）「昭和十二年八月八日」
「軍機保護法」「日高巳雄著・羽田書店」1937年刊
「戦時、軍事法令集」「現代法制資料編纂会編・国書刊行会」1984年刊

「戦争と国家秘密法——戦時下日本でなにが処罰されたか」「上田誠吉著・イクオリティ」1986年刊

「北の特高警察」「荻野富士夫著・新日本出版社」1991年刊

「特高警察体制史」「荻野富士夫著・せきた書房」1988年刊

▽宮澤・レーン夫妻スパイ冤罪事件

総合・総括文献

「引き裂かれた青春——戦争と国家秘密」「真相を広める会編・花伝社」2014年刊

「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件 総資料総目録」「真相を広める会編・発行」2018年刊。

* 公刊書籍等のほか冊子、新聞雑誌記事、講演録、組織内記録など、ほぼ関連全資料の所在を網羅しており、「真相を広める会」ホームページに全文掲載

▽同・総合関連文献、ビデオ

「秋間浩から上田誠吉宛私信」「1986年11月9日」

* 秋間浩は、宮澤弘幸の義弟

「ある北大生の受難——国家秘密法の爪痕」「上田誠吉著・朝日新聞社」1987年刊、花伝社2013年復刻刊

「人間の絆を求めて——国家秘密法の周辺」「上田誠吉著・花伝社、1988年刊

「スキヤンダラスな人々——レーン夫妻スパイ事件と私たち」「岸本羊一著・新教出版社、1991年刊

「ビデオ——レーン・宮澤事件 もうひとつの12月8日」「企画・ビデオ制作委員会、制作・ビデオプレス、1993年

▽同・関連文献

「武田弘道追悼集——会議は踊る——ただひとつの」「ミネルヴァ書房」1985年刊。

* 武田弘道は「心の会」創立メンバー「フォスコの愛した日本」「石戸谷滋著・風媒社」1989年刊

「随筆日本——イタリア人の見た昭和の日本」「マライーニ著・松籟社」2009年刊

「日本を映す小さな鏡」「アール・マイナー著・筑摩書房」1962年刊。

* マイナーはレーン夫妻の娘婿
「日米交換船」「鶴見俊輔ら編著・新潮社」2006年刊

「第二次交換船 帝亜丸の報告」「青木ヒサ著・前田書房」1944年刊

「根室要覧」「根室町」1934年刊

「博物館 網走監獄」「重松一義著・網走監獄保存財団」2002年刊

「現代歴史学と戦争責任」「吉田裕著・青木書店」1997年刊

▽北大人の論考

「北海道大学大学文書館報告」第5号Ⅱ論考・逸見勝亮「調査報告 軍機保護法違反冤罪事件再考」収録2010年刊。

*レーン夫妻の学内身分に関する公文書等添付

「北海道大学大学文書館報告」第6号Ⅱ論考・井上勝生「戦時下、時代に棹さした北大生

宮澤弘幸再論」収録2011年刊

「北海道大学大学文書館年報」第9号Ⅱ論考・井上高聡「研究ノート 工学部学生宮澤弘

幸の在学について」収録2014年刊。

*宮澤弘幸の学内身分、学業、課外活動等にかかる学内公式文書、記録、および宮

澤弘幸の著作なども添付

▽治安維持法等国家賠償要求運動関連

「新聞労働運動の歴史—新聞労連編」Ⅱ大月書店、1980年刊

「レッド・パージ60周年記念のつどい」誌Ⅱ2011年刊

「レッド・パージ65周年記念のつどい」誌Ⅱ2016年刊

「治安維持法と現代」誌Ⅱ2014春／2014秋／2016秋

▽「戦争への道」阻止関連

「写真記録 これが沖縄戦だ」Ⅱ大田昌秀著・琉球新報社1977年刊

「検証《地位協定》日米不平等の源流」Ⅱ高文研2004年刊

「日米地位協定入門」Ⅱ前泊博盛著・創元社2013年刊

「日米合同委員会」の研究」Ⅱ吉田敏浩著・創元社2016年刊

「真実 私は『捏造記者』ではない」Ⅱ植村隆著・岩波書店2016年刊

「日米指揮権密約」の研究」Ⅱ末浪靖司著・創元社2017年刊

「主権なき平和国家」Ⅱ伊勢崎賢治、布施祐仁著・集英社2017年刊

「横田空域」Ⅱ吉田敏浩著・角川新書2019年刊

◆真相を広める会発行の冊子・会報

「スパイ冤罪 宮澤・レーン事件 真相を知ってほしい」2013年刊

「宮澤・レーン事件 冤罪の構図—一審・大審院判決の条条検証と批判」2013年刊

「引き裂かれた青春」（登山時報所載改訂版）2014年刊

「宮澤・レーン スパイ冤罪事件 北大の果たした処置と責任」2014年刊

「宮澤・レーン スパイ冤罪事件 北大に求め

た処置と責任」2015年刊

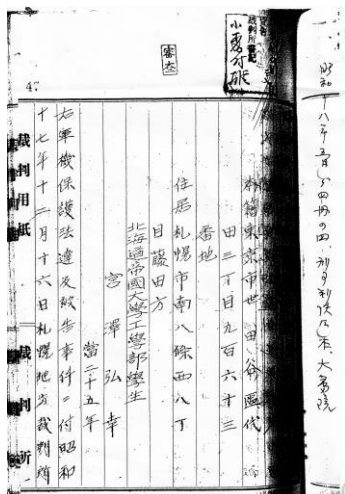
「会報」第1号（2013年2月4日）Ⅱ第14号（2015年12月20日）

「会報号外①〜⑥」2016年3月30日〜8月15日

「事務局たより」第1号（2016年9月16日）Ⅱ第35号（2019年8月1日）Ⅱ発行継続中

*「会報」「会報号外」「事務局たより」は「真相を広める会」ホームページに全文掲載

※最初の発掘者・上田誠吉弁護士との収集した全資料は北海道大学大学文書館に寄贈、収録されている。



宮澤弘幸 大審院判決書（冒頭頁）

昭和十八年五月二十七日

国家権力犯罪に“時効”はない

「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」

2019年10月1日 発行

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会
事務局

福島 清 misuzuya@jcom.zaq.ne.jp
根岸 正和 masakazu-negishi@ac.auone-net.jp
水久保文明 gold16mm@gmail.com

101-0061 東京都千代田区神田三崎町 2-19-8 杉山ビル 2F
千代田区労協 気付

T:03-3264-2905 F:03-6272-5263
e-mail: chyda-kr@f8.dion.ne.jp